

(仮称) 鉢伏山風力発電事業

環境影響評価準備書についての 意見の概要と事業者の見解

令和6年5月

中部電力株式会社
株式会社 O S C F

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧及び公表の方法.....	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	5
1. 意見の概要及び事業者の見解.....	5

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 6 年 2 月 29 日(木)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。(別紙 1 参照)

・令和 6 年 2 月 29 日(木)付 日刊県民福井、福井新聞

※令和 6 年 3 月 14 日(木)、令和 6 年 3 月 15 日(金)、令和 6 年 3 月 16 日(土)に開催する説明会についての公告を含む。

② 広報誌によるお知らせ

・南越前町広報誌(南えちぜん 3 月号 令和 6 年 2 月 22 日発行)(別紙 2 参照)

③ インターネットによるお知らせ

令和 6 年 2 月 29 日(木)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・福井県 ウェブサイト(別紙 3-1 参照)

<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/eia-prog.html>

・敦賀市 ウェブサイト(別紙 3-2 参照)

https://www.city.tsuruga.lg.jp/kurashi/kankyou_kougai/oshirase/furyokuhatu-den3.html

・南越前町 ウェブサイト(別紙 3-3 参照)

<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/kurasi/101/116/p003885.html>

・中部電力株式会社 ウェブサイト(別紙 3-4 参照)

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1213252_3273.html

・株式会社 OSCF ウェブサイト(別紙 3-5 参照)

<http://oscf.co.jp/news/240228.html>

(3) 縦覧及び公表の方法

関係自治体庁舎の計 7 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による公表を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福井県エネルギー環境部環境政策課(福井市大手三丁目 17 番 1 号)
- ・敦賀市役所市民生活部環境廃棄物対策課(福井県敦賀市中央町二丁目 1 番 1 号)
- ・敦賀市東浦公民館(福井県敦賀市五幡 32-8-1)
- ・敦賀市東郷公民館(福井県敦賀市井川 33-12)
- ・南越前町役場建設整備課(福井県南条郡南越前町東大道 29-1)
- ・南越前町今庄事務所(福井県南条郡南越前町今庄 84-25)
- ・南越前町河野事務所(福井県南条郡南越前町河野 15-16-1)

② インターネットの利用による公表

- ・株式会社 OSCF ウェブサイト(別紙 3-6 参照)

<http://oscf.co.jp/news/240228.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 6 年 2 月 29 日(木)から令和 6 年 3 月 31 日(日)まで
(土・日曜日、祝日及び閉庁・閉館日を除く)

- ・縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(開庁時間に準ずる)

※敦賀市東浦公民館、敦賀市東郷公民館は以下の対応とした。

午前 9 時 00 分から午後 17 時まで

(休館日 月曜日、第 3 日曜日)

なお、インターネットの利用による公表については、令和 6 年 2 月 29 日(木)から令和 6 年 4 月 15 日(月)まで、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(記名者数)は7名であった。

(内訳)福井県エネルギー環境部環境政策課	0名
敦賀市役所市民生活部環境廃棄物対策課	0名
敦賀市東浦公民館	0名
敦賀市東郷公民館	0名
南越前町役場建設整備課	2名
南越前町今庄事務所	4名
南越前町河野事務所	1名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1-1・1-2、別紙 2-1・2-2・2-3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 開催日時、開催場所及び来場者数

令和6年3月14日(木)

- ・開催場所：プラザ萬象小ホール(福井県敦賀市東洋町1番1号)
- ・開催時間：18:30～20:30
- ・来場者数：16名

令和6年3月15日(金)

- ・開催場所：河野地区公民館しおさいホール(福井県南条郡南越前町河野15-16-1)
- ・開催時間：18:30～21:30
- ・来場者数：9名

令和6年3月16日(土)

- ・開催場所：今庄住民センター大ホール(福井県南条郡南越前町今庄84-25)
- ・開催時間：14:00～17:00
- ・来場者数：27名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和6年2月29日(木)から令和6年4月15日(月)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙4)

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 株式会社 OSCF への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、合計10件であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

1. 意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は10件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>2022.8.4 夜から降りだした雨が朝方まで続き、雨量はいつもより少し多いなど感じながら6:30に家を出ました。途中土砂崩れで通れなくなり自宅に引き返した直後濁流が集落をのみこみました。集落より少し高くなっている県道で皆が避難し茫然とそのすさまじい光景を見つめていました。水が引いた後に目にしたのは大量の木と土砂が各家床上まで入り込み集落を流れる川は土砂で埋っていました。本集落は山で囲まれた谷あいであり、各谷から水が鹿蒜川に流れ込み美しい風景を形づくっています。その主要の谷の1つの上流部に今回風力発電建設で出る大量の土砂を捨てる計画になっています。こんな大変な災害が起きたというのにどうしてこんな計画が平気で立てられるのか。災害前に立てた計画という説明がありましたが、災害があったのだから計画を見直すべきではないでしょうか。</p> <p>今でも夜雨が降ると目を覚まし、酷いときは集落を見て回ります。いくら専門家の指導・助言の上に立てた措置を講じたとしてもその不安からは逃れることは出来ません。そこに住んでいる者の心情を汲み取り、残った皆が暮らす場所と心を、これ以上乱さないで欲しいと切に願います。</p>	<p>2022年に発生した災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。</p> <p>本事業では、周辺の地域に与える環境影響等を検討し事業区域外に土砂を搬出しない計画としました。</p> <p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の締固めおよび排水、側溝等の排水設備、沈砂槽や土砂流出防護柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との協議を行いながら安全な事業計画を策定いたします。</p> <p>盛土の地点については、事業区域内で踏査、地質調査により地盤状況を確認しています。なお、盛土の設計については、「福井県林地開発行為許可技術基準」および新たに令和5年6月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法による盛土等防災マニュアル」に準拠した設計とします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書2)(1/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>1. イヌワシについて</p> <p>準備書では計画地及び近傍でイヌワシの飛翔が確認されている。当会のタカ渡り調査でも秋季に計画地及び近傍を飛翔するイヌワシを確認している。</p> <p>準備書では、計画地に営巣地はなく、確認されたのは放浪個体であり、風車への衝突確率は低いとしている。しかしながら、イヌワシは現時点での国内生息数が不明であり、日本イヌワシ研究会の調査結果によると年々繁殖率の低下がみられ、種の維持が困難な危機的状況となっており、県内での状況も同様である。このような状況下で、国内のイヌワシの生息を維持するには、放浪個体であっても、貴重な存在であり、風車に衝突する事は避けなければならない。</p> <p>準備書にハチクマとの関連が2例挙げられている。1例はハチクマからの攻撃であり、もう1例はハチクマへの攻撃である。準備書でも計画地とその近傍を「他の猛禽類の渡り個体を捕食するための行動圏として利用している」としている。後述するが、秋季ハチクマが計画地の風車の列に沿うように多数飛翔しており、それを狙って捕食行動を行う際には風車への注意が減少し、衝突の可能性が高まると推測できる。</p>	<p>イヌワシについては、国内生息数が不明な状況にあること、福井県内においても種の維持が危機的状況にあることを踏まえ、ブレード・タワー等への接触を避けるための環境保全措置として、風力発電機の一部稼働制限を含めた環境保全対策の検討をしています。</p> <p>アセス現地調査の結果による予測では、イヌワシの風力発電機への年間衝突数は、風力発電機の耐用年数の20年で換算すると0.006個体/20年と極めて低い値となりますが、予測の不確実性は残るものと考えており、また、稼働制限を含めた検討では、その適切な時期や時間帯等を検討のうえ、より効果的に実施する必要があります。本件アセス現地調査で得られた情報のみで判断するのは難しいと考えています。</p> <p>よって、対象事業実施区域及び周辺におけるイヌワシの生息状況とその行動圏、また、出現する条件等を可能な限り把握することを目的とした調査を引き続き実施することで稼働制限に資する情報を収集し、そして施設供用後には稼働制限等を含めた環境保全措置が順調に機能しているかを確認するために事後調査を実施します。</p> <p>なお、本事業では複数の専門家で構成された協議会を立ち上げ、猛禽類に対して最適な環境保全措置内容についての検討を随時行っていく他、アセス手続きが完了した後にも引き続き必要に応じた環境保全措置の見直しを行っていくこととしています。イヌワシについては猛禽類協議会での結論を踏まえ、稼働制限の運用方法等、より具体的な環境保全措置を評価書に示すこととしています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 2) (2/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>2. クマタカについて</p> <p>準備書では、計画地の稜線上の風車設置区域周辺においてクマタカの飛翔行動が確認されている。</p> <p>当会のタカの渡り調査でも、秋季に計画地の稜線上で波状飛行などのクマタカのディスプレイ飛翔をたびたび観察している。</p> <p>計画地の稜線上は、クマタカペアの高利用域の境界線となることが多く、隣のペアに対する追い出し飛翔が多く見られるところである。ディスプレイ飛翔中には、風車への注意が減少し、風車への衝突の可能性が非常に高い。</p> <p>次に、調査が不十分と思われる点がある。</p> <p>「視野範囲図」に、上空は見えていても山肌が見えない範囲が多く示されている。これは、定点配置が困難な場所であったためと考えられるが、クマタカの十分なトレースがとれていないことになる。特に南北2箇所に分かれた計画地のうち、北側計画地は風車の設置予定場所にも関わらず山肌が調査定点からほとんど見えていない。</p> <p>また、猛禽類調査で8ペアの営巣地を特定しているが、十分に調査できていないことによる「未発見ペア」の存在も否定できない。</p> <p>さらに営巣地と風車との距離について、確認された8つのクマタカの営巣地の半数が、風車の距離が約1,090m～1,410mしか離れておらず、繁殖成績への影響は免れないと考える。</p>	<p>近傍でクマタカの営巣が確認された稜線部においては対象事業実施区域から除外し、風力発電機の設置はもとより全ての改変を回避することで、当該クマタカペアの生息及び繁殖環境(高利用域・営巣中心域)は維持されると考えています。また、ディスプレイ飛翔中に衝突可能性が高まるとされているペアの行動圏が隣接する稜線上の区域においては、風力発電機の配置を除外する等、設置位置の計画見直しを行いました。対象事業実施区域の周辺で確認したクマタカ営巣と風力発電機を設置する稜線部には垂直距離での離隔がありますが、更にこれらの環境保全措置を行うことで、クマタカの移動経路が遮断・阻害される可能性、ブレード・タワー等に接近・接触する可能性は低減されると考えています。</p> <p>視野範囲については、地形や樹林による遮蔽や、安全面から立ち入れない場所がある関係上、定点からの視野確保が困難な区域が存在しましたが、定点に留まる観察を基本的な調査手法としつつも、状況によって移動しての観察や新たな調査定点の追加を行い、クマタカの繁殖状況及び行動圏の把握に努めました。</p> <p>しかしながら、予測の不確実性は残るものと考え、上記環境保全措置が順調に機能しているかを確認するため、事後調査を実施します。</p> <p>なお、本事業では、複数の専門家で構成された協議会を立ち上げ、猛禽類に対して最適な環境保全措置内容についての検討を随時行っていく他、アセス手続きが完了した後にも引き続き必要に応じた環境保全措置の見直しを行っていくこととしています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書2)(3/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>3. ハチクマなどの渡りについて</p> <p>準備書で、ハチクマは計画地を春季及び秋季の主な渡り経路としており、風車のブレード回転域相当の高さで飛翔を確認している。</p> <p>当会のタカ渡り調査でも、9月に計画地周辺を通過するハチクマの個体数が多く、1定点で1日に700個体以上確認されることもある。このように、県内では最もハチクマの渡り個体が集中する場所であり、国内でも有数のハチクマの渡りが確認できる場所と言える。</p> <p>秋季及び春季にハチクマやサシバ、ツミが多数渡るコースに風車を並べると、風車に衝突する可能性が非常に高くなる。また、衝突しないとしても、長く並んだ風車を避けて飛翔するために通常より余計なエネルギーを費やさなければならなくなる障壁障害が発生する可能性が高い。</p>	<p>文献調査において参考資料とした「日本野鳥の会福井県 会報つぐみ」とおり、対象事業実施区域及びその周辺では多くのタカの渡りを確認しました。本事業のタカ渡り調査では風力発電機設置予定の稜線部に限った観察にとどめず、より詳細な渡り経路の把握を目的とし、対象事業実施区域の周辺も含めた観察が可能となる定点を配置した結果、より多くの渡り個体がカウントできたと考えています。</p> <p>調査結果を踏まえ、特に元比田地区では旋回上昇を含めた出現が多かったことから、環境保全措置として当該稜線部を対象事業実施区域から除外した風力発電機位置を設定しました。また、稜線上を含め多数のタカ渡りを確認したことから、風力発電機による移動障害とブレード・タワー等への接触を避けるための環境保全措置として、風力発電機の一部稼働制限の実施に向けた検討をしています。</p> <p>稼働制限を実施するにあたっては、その適切な時期や時間帯等を検討のうえ、より効果的に実施する必要があるため、本件アセス現地調査で得られた情報に加え、特に出現数が多かった秋季の渡り期をターゲットとして、工事実施前に連続した定点調査を実施し、稼働制限の実施に資する渡りのタカの出現特性についての情報収集を行います。</p> <p>さらに施設供用後には、風力発電機の運用による影響や、稼働制限等を含めた環境保全措置が順調に機能しているかを確認するため、春秋の定点調査を事後調査として実施します。</p> <p>なお、本事業では、複数の専門家で構成された協議会を立ち上げ、猛禽類に対して最適な環境保全措置内容についての検討を随時行っていく他、アセス手続きが完了した後にも引き続き必要に応じた環境保全措置の見直しを行っていくこととしています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書2)(4/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>4. オジロワシについて</p> <p>準備書で、計画地の近傍で2例確認されたとしている。衝突確率は0個体/年であるとしているが、ブレード回転域の高さでの飛翔であり、計画地西側の海沿いの斜面を移動していることで、衝突の可能性は捨てきれない。また、「福井県内での越冬記録はない」としているが、三方五湖では定期的に渡来して越冬しており、計画地は渡来や北帰の移動経路として可能性が高い。</p>	<p>三方五湖での越冬情報について把握できておらず大変失礼しました。</p> <p>1例でも対象事業実施区域周辺での確認例がある以上、事業計画地がオジロワシの渡来や北帰の移動経路となっている可能性や風力発電機への衝突可能性がゼロと言い切ることはできませんが、調査結果から予測した年間衝突数は極めて低く、また、オジロワシの衝突事故は海岸部の崖や斜面上に設置された風力発電機が多いと言われていています。本事業では風力発電機が山中稜線部に配置されることから、現状においてはオジロワシへの影響は小さいと考えています。</p>
6	<p>5. 累積的影響評価の実施について</p> <p>計画地周辺では貴社が計画する事業以外にも、他の事業者による風力発電計画が複数ある。ある一定の地域に複数の施設がある場合、鳥類、特に渡り鳥に対し、障壁影響やバードストライクなどの重大な影響を及ぼすことが海外の知見により知られている。</p> <p>ところが、準備書では累積的影響評価を行っていない。他の事業者と事前の調査結果の共有等を行いながら、海外文献等を参考にして適切に累積的影響評価を実施し、周辺地域全体における鳥類等の自然環境に配慮すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、本事業の計画地の南東側で計画されている、「(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業」では現在の計画から基数が変更される可能性があることから、本事業との累積的影響を考慮した予測には至っておりません。</p> <p>今後、周辺事業の事業者とはできるだけ情報を共有し、猛禽類協議会において累積的影響と自然環境への配慮について検討を行ってまいります。</p> <p>※本事業の計画地の北東で計画されていた「(仮称)福井藤倉山風力発電事業」は、2024年4月12日に、計画中止について公表されました。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>複数事業者による開発がすでに進められている中でこれ以上の開発ははたして必要なのか、それぞれの事業者において他者の開発による影響を考慮した上で設計されているのか等疑問がある。当計画については反対です。</p>	<p>本事業においては、環境影響評価法に基づく適切な調査、予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を低減しつつ、鉢伏山周辺の良い風エネルギーを活かした環境への負荷が少ない持続可能な事業として、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上に貢献できる事業と考えており、本事業にご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>本準備書では、当事業の対象事業実施区域の周囲において準備書手続が完了した「(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業」の事業者から、騒音・超低周波音、風車の影及び景観についての累積的影響の予測に必要な情報を提供いただき検討しました。準備書には、影響が予測された、施設の稼働に係る騒音・超低周波音、景観について予測・評価結果を記載しています。</p> <p>※本事業の計画地の北東で計画されていた「(仮称)福井藤倉山風力発電事業」は、2024年4月12日に、計画中止について公表されました。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書4)(1/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>(1)土捨場の場所</p> <p>本事業で工事造成(管理道路・風車ヤード、基幹林道、変電所のヤードと道路)の切土により発生する土の量は合計 406,280m³、そのうち約 9割に相当する 362,033m³ は全て「土捨場」にて処理する計画とある(ちなみに令和4年8月の激甚災害時に鹿蒜の谷に流れ込んだ土砂の量は約110万m³)。</p> <p>その土捨場に御所ヶ谷上部の尾根沿いが選定された理由として「山腹崩壊地区、砂防指定地でないこと、過去に地滑り等の実績がないこと、谷形状で盛土に適していること」とあるが、御所ヶ谷は令和4年の水害で被災した鹿蒜川流域の上流側に位置するので、地元住民としてはまったく安心できない。事業者は、前述の災害時に鹿蒜川上流の山で基幹林道を起点に数多くの崩れが起き、谷を埋めていた盛土が大規模に崩壊した現場を見ていないのだろうか。住民向け説明会(2024年3月9日)で配布された資料の盛土設計に関するページでは「盛土前：現地を歩いて調査・土砂崩れの発生の恐れがないか確認・地質調査(ボーリング調査)」と書かれていたが、仮に地質調査で土砂崩れのリスクが判明した場合は御所ヶ谷での盛土計画は中止し、それから別の場所を新たに選定するのだろうか？</p> <p>集中豪雨が降って盛土が崩れるようなことがあれば、南越前町と敦賀市を結ぶ県道207号が寸断する恐れがあるほか、最奥部にある大桐区はもとより、2024年4月現在でまだ復旧工事中の鹿蒜川流域下流側に位置する各集落、及び河川堤防に再び被害が出る恐れがある。事業者はそれをどのように賠償できるのか、または町や県の予算で対応することになるのか、事業計画として明確にしてもらいたい。</p> <p>なお、土捨場への盛土量を低減し、改変量を極力低減できるよう福井県が推進・検討している「港湾機能施設整備事業」に本事業からの発生土受け入れについて協議しているとあるが、結論が出るのは「2024年中」ということなので、現時点では盛土量が低減される可能性は不明である。</p>	<p>本事業では、周辺の地域に与える環境影響等を検討し事業区域外に土砂を搬出しない計画としました。</p> <p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の締めおよび排水、側溝等の排水設備、沈砂罅や土砂流出防護柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との協議を行いながら安全な事業計画を策定いたします。</p> <p>盛土の地点については、事業区域内で踏査、地質調査により地盤状況を確認しています。なお、盛土の設計については、「福井県林地開発行為許可技術基準」および新たに令和5年6月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法による盛土等防災マニュアル」に準拠した設計とします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 4) (2/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>(2) 対象事業実施区域の位置</p> <p>対象事業実施区域は北部が山中断層、南部が柳ヶ瀬断層の付近にあるが、断層部は一般的に地質が脆弱であることが分かっている。また、9号基・10号基・土捨場の間には断層破碎帯もあるようだが、地震発生時のリスクについて事業者はどのような調査をおこなっているのか？</p> <p>対象事業実施区域のラインは、北陸自動車道のトンネル、そして北陸新幹線の新北陸トンネルと交差しており(8号基と9号基の間あたり)、既に山に大きな穴を開ける工事をおこなっていることで水脈が絶たれたり、水が通る道が変わったりしている。そこで更に尾根に風力発電機などの重量物を設置すれば、その下の水の動きが阻まれ、山全体の保水力が低下し、植生への影響だけでなく山そのものが崩れやすくなることも危惧している。</p> <p>なお、本事業では北陸自動車道と北陸新幹線への影響についても調査、評価はされているのだろうか？</p>	<p>地震発生時のリスクについて、計画段階環境配慮書での文献調査や現地調査を行うとともに、風車の設計については、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」及び「風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」に基づき実施し、第三者機関による登録適合性確認の審査を受けます。</p> <p>北陸新幹線および北陸自動車道のトンネルについて、離隔が十分確保されているため問題ないと思われませんが、施設所有者の JR 西日本および NEXCO 中日本と協議を行っております。</p>
10	<p>(3) 事業終了時の対応</p> <p>住民説明会では、風力発電機の耐用年数 20 年を過ぎても引き続き事業を継続する意向を告げられたが、対象事業実施区域は 2 年前に集中豪雨に遭っているほか、豪雪地帯に位置し、福井県は金沢県に次いで日本で 2 番目に雷が多い地域であることから、風力発電機が壊れて使えなくなる事態は十分に起こり得る。自然災害以外でも、仮に何らかの理由で事業を終了となった場合、風力発電機や変電所のヤード、新設した搬入路、排水設備、盛土などの維持管理は事業者によって継続が約束されるのだろうか？</p> <p>事業終了時に本体は撤去しても、基礎と地中に打ち込んだ杭は残置するという説明を受けた。一度風力発電機を設置した山では自然環境は二度と元に戻らないということであり、本事業では失われるものがあまりに多すぎると感じる。</p>	<p>仮に事業を終了する場合は、風力発電機や送電設備等を撤去するまで事業者が責任をもって各施設の維持管理を行います。なお、事業終了時には現況復旧を基本としておりますが、残置する設備の取り扱いについては、地権者および行政機関との協議に従い適切に処理していきます。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書4)(3/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>(4)健康への影響</p> <p>風力発電機稼働後に地域住民に健康被害が出た場合、また、それに伴って転居や転職を余儀なくされた場合、救済措置はあるのだろうか？以前別の風力発電事業者と同じ質問をしたところ「状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただく」という回答しか得られなかった。そのような曖昧な答えではなく、今までおこなってきた風力発電事業での健康被害の発生例、そしてそのケースではどのような対応をおこなったか、具体的に教えていただきたい。</p> <p>なお、住民説明会で騒音・超低周波音の調査地点が4地点と限られていた理由を質問したところ、「風力発電機から1km以内で調査地点を設定している」という説明だった。これはつまり、1km以上離れたところで健康被害が出て、風力発電機の影響とはみなさない—ということになるのだろうか？</p>	<p>事業者が今まで行ってきた風力発電事業において、騒音・低周波音により健康被害が発生した事例はございません。</p> <p>住民説明会での騒音・超低周波音の調査地点設定の説明が分かりづらくすみませんでした。</p> <p>騒音・超低周波音の調査地点の距離について、「発電所に係る環境影響評価の手引き」における風力発電所の調査、予測及び評価の手法の中で、騒音の調査地域について「騒音に係る環境影響を受ける恐れがある地域(原則として、対象事業実施区域およびその周辺1kmの範囲内)とする。」との記載があることから、風車騒音は1km程度離れると環境影響を与える恐れがなくなると考えていますが、地形や気象等により1km以上離れた箇所の住居や集落への影響を把握するため、2km程度の範囲に調査地点を設定しました。</p> <p>なお、運転開始後に本事業により健康への影響等が発生したとの申出があった場合には、誠意をもって対応させていただきます。</p>
12	<p>(5)景観評価全般</p> <p>景観に係る調査の評価結果において、「対象事業実施区域内に主要な眺望点が存在しない」「対象事業実施区域内に景観資源が存在しない」とあり、結論として「事業による影響は回避することが可能であるものと評価する」とされている。</p> <p>しかし事業実施区域は、史跡「板取宿」や「木ノ芽峠」、「鉢伏城跡」、そして最古の北陸道である「山中峠」、大伴家持や紫式部も通った「万葉の道」からほど近い。それらの位置は点としては区域から外れるものの、評価時の考慮に入れるべきではなかったか？</p>	<p>ご指摘の評価結果については、準備書1402ページの「c)評価の結果 i)主要な眺望点及び景観資源」に記載した、事業によって直接的な改変による影響を評価した内容になります。準備書では、対象事業実施区域から主要な眺望点および景観資源を除外する計画としたため、事業による影響は回避することが可能であると評価しました。</p> <p>なお、主要な眺望点から事業地方向を見た場合の影響は、「ii)主要な眺望景観」で評価しています。環境影響評価では主要な眺望点として「木ノ芽峠」の調査および予測評価を行った結果、風力発電機と調査地点の間にある植生によって、影響は小さいと評価しました。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 4) (4/4)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>(6) 鉢伏山での景観に係る評価結果</p> <p>「目いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる」とされている垂直見込角は「落葉期に植生の奥に見える部分から算出した値であるが、植生により登山で利用することの多い着葉期は影響が小さいと考えられる」と説明されている。しかし今庄 365 スキー場は 2024 年よりスキー場としての営業を再開しており、今後山頂までのリフトを運行することになれば落葉期である冬季に山頂を訪れる利用者が見込まれる。また、景観シミュレーションの写真では、ちょうど植生が重なって見えるため尾根上に連なる風力発電機がほぼ隠れているが、雪害や落雷などでそれらの樹木が損なわれた場合は、丸見えになる。</p> <p>「環境保全措置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価する」とは、具体的に何の措置を指し、それによって景観への影響がどう低減したと言っているのかが不明。</p> <p>「対象事業実施区域の北方向は主要な眺望方向ではないと考えられ、鉢伏山の登山全体の利用特性への影響は小さいものと考えられる」とあるのも事業者に都合の良い言い分である。山頂は南越前町の文化財「鉢伏城跡」でもあるので、影響を過小評価しないでもらいたい。</p>	<p>今後、今庄 365 スキー場の山頂方向へ行けるリフトの運行が再開することで、落葉期である冬季に鉢伏山山頂へ行く利用者が見込まれます。しかしながら、鉢伏山山頂の主要な眺望方向である敦賀湾が見渡せる方向には、風車が介在しません。</p> <p>景観の影響への環境保全措置として、「風力発電機の配置位置は、可能な限り住居等から離れた場所にする。」「樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。」等を実施し、影響の低減が図られていると評価しています。</p>
14	<p>(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査</p> <p>工事前資材等の班出入・地形改変及び施設の存在によってどのような影響が出るか予測されている地点が「アルペンローズ 365」「今庄 365 スキー場」「鉢伏山」「レインボーパーク南条」の 4 箇所だけなのは評価対象として不十分ではないか？</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートは、区域北側では日本遺産「旧北陸トンネル群」(南越前町の景観資源である「山中トンネル」を含む)へ至る県道 207 号今庄杉津線と重なる。区域南側では「今庄 365 スキー場」だけでなく、平日も利用者が多い「今庄 365 温泉やすらぎ」への進入路とも重なっており、江戸時代から残る板取宿からも近い。</p> <p>日曜祝日は基本休工でハイシーズンは土日も運行を避ける一とあるが、そのように配慮したところで、大型特殊車両やコンクリートミキサー車が通過することは、地域住民の生活面、及び観光面において、看過できない影響を及ぼすと思われる。</p>	<p>調査地点については、計画段階環境配慮書での文献調査、環境影響評価方法書で現地踏査等及び関係者へのヒアリングを行い選定しました。</p> <p>「今庄 365 温泉やすらぎ」については、「アルペンローズ 365」に含む施設として調査、予測及び評価を実施しています。</p> <p>大型車両が最も多く通行する、風車基礎の生コン打設について、日曜祝日は基本休工としハイシーズンは土日も運行を避けることで、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減します。なお、工事前資材等の搬出入車両の走行に係る騒音・振動の予測結果は、環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間における基準)や要請限度(振動規制法に基づく道路交通振動の限度)を満足していますが、現況よりも増加する結果であるため、工事着工前には、沿道住民に対してあらかじめ工事説明会を開催するなど、丁寧な説明に努める方針です。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書5)(1/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>1) 評価準備書にある地図から推算すると、一番標高があると思われる3号機建設予定地で705m、海岸に近くて最も標高の低い11号機建設予定地が405mある。ここに高さ最大188mの風車が建てられるということは、11号機の場合では山の高さの半分近くもある巨大な人工物が稜線に載っかることになる。更に、合計13機が直径最大136mの風車を回せば上空の空気を掻き回し、その下に広がる谷という谷全体の風の流れに大きな影響を及ぼす。森は調査の通り、さまざまな樹木の集合で構成されており、その分布は土質や地形などさまざまな要素で決まっている。その要素のひとつに風も含まれるが、回転する風車が巻き起こす風の変化が周囲に及ぼす影響の調査がなされていない。風の流れの変動により、植生が変わる可能性は大いにあり、そうなれば、そこで暮らす動物や昆虫たちも大きな影響を受けることになる。人間もそのひとつである。つまりは、生態系全体に影響を及ぼすことになる。風は見えないものだけに、あらゆる面からの慎重な事前調査がなさなければならない。風車が回転しなくても、高さ188mという巨大建造物そのものが起こす風の変化もあり、風車建設後に影響があると分かった後での対処では取り返しがつかないことになりかねない。</p>	<p>風車が風を巻き起こすのではなく、風のエネルギーで風車を回転する仕組みです。風力発電機の運用が起因となった空気の攪拌が周囲の植生に大きな影響を与えたという知見はありません。毎日の天候の移り変わりによって空気の攪拌は常に起こっており、また、風車のブレードの回転によって風力発電機から風を発生することはなく、周囲環境への影響はないと考えています。</p>
16	<p>2) 高さ最大188mの風車を支える基礎の大きさは約20m四方、高さ約4mとある。説明図では、土の中へ4本の支柱を打ち込んで支えるように描かれている。2024年3月16日に今庄住民センターで行われた説明会では、この杭の長さは10~50mになる見込みだと聞いた(地盤の強度によって変わるとのこと)。風車が建てられる計画地は全て稜線上にある。つまりは、降り注ぐ雨をどこよりも先に受ける場所であり、すべての生物が唯一共通に必要な水の行き先を決める重要な場所である。そこに森林を伐採し、広さが一辺あたり数十mのヤードを作って最大50mの巨大な杭を打ち込めば、各河川の水源となる稜線近くの水脈を切り乱し、麓に比べて微生物が少なく植生に乏しい稜線の地盤は保水力をなくて崩れやすくなってしまいう可能性が高い。尚、風車ヤード周辺に排水溝を設けるとあるが、杭が土中の環境に及ぼす影響とは関係がない。</p>	<p>風力発電機は尾根部の分水嶺(流域界)に設置するため、通常、地下水脈への影響は生じないものと考えています。また、風力発電で設置する杭基礎は、遮水壁のような連続した構造ではないことから地下水脈への影響は生じないものと考えています。</p>
17	<p>3) 風車の建設予定地は豪雪地帯であり、全国的に見ても冬季の雷が多く、気象条件が激しく変わる。この計画は降雪に関する調査はしているのだろうか。している場合、それがもし気象観測が行われている麓でのデータであるのなら参考にならない。当地域で最も雪の多い大桐地区でも、麓と山の上とでは雪の量が全く違うからだ。</p>	<p>山の上で積雪量の観測は実施しておりませんが、積雪荷重を考慮した基礎設計やブレードへの着氷による影響を考慮した風車仕様の検討等をおこないます。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書5)(2/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>4) 事業が行われた場合の植生改変に対する緑化率が 57%とある。(この数字が高いか低いかは別として)緑化とは「樹木を植えて大きくすることで地盤の安定と保水力を確保すること」と考えれば、その機能を果たすため樹木が十分な大きさに成長するには少なくとも 20 年以上の歳月を要する。その長い期間、表土がさらされた状態になり、雨や雪の影響を大きく受け、稜線崩壊の一因につながる。また、同地区は県内でも鹿や猪の生息数が著しく多く、苗木が育つ前に食べられてしまう可能性が高い。</p>	<p>本事業は既存林道を利用することで新たな改変面積を最小限に抑える計画としています。対象事業実施区域 342.0ha で改変面積 15.3ha となり、植生の改変率は 4.5%となります。</p> <p>鹿や猪の害獣対策および植生回復に対しては、関係行政や専門家等に意見を聞きながら獣害対策を検討し、降雨による浸食を抑えるため早期の緑化(種子吹付等)を行うなどの植生回復に努めます。</p>
19	<p>5) 風車ヤードの排水は沈砂柵に集められ、林道の排水溝に流されるとある。しかし、林道は県や町の管理であり、その排水溝は長年メンテナンスされておらず、多くの場所で既に土砂が溜まり、機能していない。沈砂柵は事業者が定期的にメンテナンスするとあるが、そこから流れ出た水は、林道の排水溝に流されるので、林道全体の排水溝を管理しなければ、強い雨が降った時に路面に水が溢れ、集中した場所から崩れてしまうことは令和 4 年の豪雨被害を見れば明らかである。今庄住民センターでの説明会(2024/03/16)では、「管理者である県や町と話し合い、任せてもらえれば林道の排水溝もメンテナンスするつもりです」との説明があったが、管理者が決定していない上に「任せてもらえれば」という条件付きの回答をもらっても、住民として今後、その回答を事業者から直接説明を受ける機会はない。すなわち、その結果に問題があった場合、排水溝管理を遂行できるかがあやふやのまま計画が進んでしまうことになる。それでは、林道の路面に水が溢れ、路肩から山が崩れる原因になる。こうした環境に影響を及ぼす重要な取り決めは、開発事業者として住民に説明するまでにしっかりとした回答ができるように準備しなければならない。それができない場合は、住民が安心して生活できる計画を示し、住民の同意が得られるまで開発計画を停止すべきである。</p>	<p>本事業を実施しなくても、林道のメンテナンスが実施されなければ、排水溝の機能が失われたままとなります。行政と協働し設備の機能が失われることが無いように予防保全に努め、行政と取り決めを行った予防保全の方法等については、周辺住民の皆様へ丁寧な説明に努めます。供用時は管理用道路や風車ヤードの適切な維持管理に努め、本事業地内において土砂流出等の不具合を確認した場合は、事業者の責任において復旧を行います。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書5)(3/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>6)20年といわれている風車の耐久年数を超えて機能しなくなったり、地震で壊れたりなどの何らかの理由で運営を中止する場合、風車を取り除いたとしても基礎はそのまま放置すると聞いている。基礎を囲む風車ヤードには排水溝と沈砂枡があるが、これらも取り払われるのだろうか。排水溝と沈砂枡が残る場合は、そのメンテナンスと林道排水溝のメンテナンス(現在、林道の排水溝管理の義務は県や町にあるが、既に長年放置されているため、開発を進めるには林道沿いの排水溝メンテナンスも事業者が請け負うことが必要不可欠)も行われなくなってしまう。計画で示されている風車ヤードの排水システムはメンテナンスを行わないと土砂が溜まって機能しなくなる構造のため、事業から撤退した場合は排水機能を失う。排水できない状態で放置されれば、水との親和性がないコンクリート施設は、水がコンクリートと土の間に流れ込んで土をえぐり、周囲の土壌を崩す。また、排水溝と沈砂枡を取り除く場合も、同じ理由で土台周辺の水が土をえぐり、周囲の崩壊を招く。それを防ぐには、事業から撤退した後に風車だけでなく、土台や杭、風車ヤードといった全ての設備を取り払い、森が治山機能を発揮できるまでそれに見合ったメンテナンスをするか、土台やヤードを残した場合は排水機能のメンテナンスを永久に行わなければ山が崩壊する原因になってしまう。</p>	<p>仮に事業を終了する場合は、風力発電機や送電設備等を撤去するまで事業者が責任をもって各施設の維持管理を行います。なお、事業終了時には現況復旧を基本としておりますが、残置する設備の取り扱いについては、地権者および行政機関との協議に従い適切に処理していきます。</p>
21	<p>7)風車が見えるかどうか、見えた場合住民がどう思うのかという景観の評価について「垂直見込角と鉄塔の見え方の知見」を参考にして、多くの場合、「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない」などといった理由で全ての予測点において問題ない、影響の低減が図られていると評価する旨の結論を出している。しかし、「モノの見え方」は十人十色である。ある人が大丈夫でも、ある人は苦痛で仕方がない。とても主観的なものだ。そして、南越前町は、令和2年に「南越前町景観計画」を策定し、町全域が景観計画区域に指定されている。私たち住民は、自然あふれる自分たちの町の風景に誇りを持っている。その景観計画指定地域に高さ最大188mの建造物を13基建てるのであれば、実際に暮らしている地域住民に投票などで意見を聞くべきである。</p> <p>また、同評価で「環境保全処置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られている」と多くの結論に付け加えられているが、どんな環境保全処置が講じられるかが不明である。</p>	<p>準備書の住民説明会では、景観への環境影響についても説明し皆様から貴重なご意見をいただきました。周辺住民の皆様のご理解が得られるよう、引き続き丁寧な説明に努めます。</p> <p>景観の影響への環境保全措置として、「風力発電機の配置位置は、可能な限り住居等から離れた場所にする。」、「樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。」等を実施し、影響の低減が図られていると評価しています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書5)(4/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>8) 調査された開発計画地の土壌(図 5.2-2)を見ると、硬い花崗岩と脆い砂岩・粘板岩からなっていると示されている。これに対して、地形・地質調査対象位置の地図(図 5.2-3)を見ると、調査対象の区域がほぼ花崗岩の部分に置かれていて、全域が脆い砂岩・粘板岩からなる 11、12、13 号基設置予定の飛地が入っていない。計画地がすべて断層周辺にあることから、地盤が脆いところほど調査が必要と考えるが、これで十分な調査といえるのだろうか。</p>	<p>環境影響評価項目の重要な地形・地質については、地盤の強度ではなく、事業に存在する重要な地形及び地質への改変の程度を把握しました。</p> <p>全ての風車位置にて、ボーリング調査を行い、地盤の強度を確認しています。</p>
23	<p>9) 開発計画地を斜めに横切るように断層が通っている。耐震基準に沿って計画をしているのだろうが、そうして設置された風車が、今年元旦に起きた令和 6 年能登半島地震では、すべて停止し、中にはブレードが落下したものもある。南海トラフなどと共に西日本の地震の危険性も上がっている状況で、世界最大級のサイズの風車を断層のすぐそばに立てるのは危険ではないだろうか。更に、令和 4 年の豪雨で崩落が至る所で起こり、その復旧作業が終わっていない状況で、こうした巨大建造物が生活している山の上にはできることは住民の不安を煽り、建設の必要性を感じるできない。</p>	<p>風車の設計については、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」及び「風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」に基づき実施し、第三者機関による登録適合性確認の審査を受けます。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書5)(5/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>10)鳥類の調査で、クマタカ、イヌワシ、オジロワシ、サシバなどの猛禽類が確認されている。報告書で「注目種」に挙げられているクマタカの行動範囲は12～25km²(環境庁1975)、イヌワシの行動範囲は白山のケースで最大31km²(「イヌワシの生態」石川県白山自然保護センター)に及ぶ。これに対して、開発事業実施区域の面積は約342.0ha(3.4km²)とあり、クマタカやイヌワシの行動範囲の方が遥かに広い。そのため、生息が確認された時点で影響があることは容易に考えられる。猛禽類は上昇気流に乗って高いところへ昇る。つまり、山肌を駆け上がる風に乗って稜線上空へ飛ぶ行為が常にあり、その先に風車があるのだからブレードに当たる確率は少なからずある。生息域に直径最大136mの巨大ブレードが回っていることはとても危険と思われる、そうした場所に風車を立てることは避けなければならない。</p>	<p>イヌワシについては、国内生息数が不明な状況にあること、福井県内においても種の維持が危機的状況にあることを踏まえ、ブレード・タワー等への接触を避けるための環境保全措置として、風力発電機の一部稼働制限を含めた環境保全対策を検討しています。</p> <p>アセス現地調査の結果による予測では、イヌワシの風力発電機への年間衝突数は、風力発電機の耐用年数の20年で換算すると0.006個体/20年と極めて低い値となりますが、予測の不確実性は残るものと考えており、また、稼働制限の実施を含めた検討では、その適切な時期や時間帯等を検討のうえ、より効果的に実施する必要があります。本件アセス現地調査で得られた情報に加え、対象事業実施区域及び周辺におけるイヌワシの生息状況とその行動圏、また、出現する条件等を可能な限り把握することを目的とした調査を引き続き実施することで稼働制限に資する情報を収集し、そして施設供用後には稼働制限等を含めた環境保全措置が順調に機能しているかを確認するために事後調査を実施します。</p> <p>近傍でクマタカの営巣が確認された稜線部においては対象事業実施区域から除外し、風力発電機の設置はもとより全ての改変を回避することで、クマタカの生息及び繁殖環境(高利用域・営巣中心域)は維持され则认为します。</p> <p>また、ディスプレイ飛行中に衝突可能性が高まるとされているペアの行動圏が隣接する稜線上の区域においては、風力発電機の配置を除外する等、設置位置の計画見直しを行いました。対象事業実施区域の周辺で確認したクマタカ営巣と稜線部には垂直距離の離隔がありますが、更にこの環境保全措置を行うことで、クマタカの移動経路が遮断・阻害される可能性、ブレード・タワー等に接近・接触する可能性は低減され则认为します。</p> <p>視野範囲については、地形や樹林による遮蔽や、安全面から立ち入れない場所がある関係上、定点からの視野確保が困難な区域が存在しましたが、定点に留まる観察を基本的な調査手法としつつも、状況によって移動しての観察や新たな調査定点の追加を行い、クマタカの繁殖状況及び行動圏の把握に努めました。しかしながら、予測の不確実性は残るものと考え、上記環境保全措置が順調に機能しているかを確認するため、事後調査を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 5) (6/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
24		<p>(前ページの続き)</p> <p>なお、本事業では複数の専門家で構成された協議会を立ち上げ、猛禽類に対して最適な環境保全措置内容についての検討を随時行っていく他、アセス手続きが完了した後にも引き続き必要に応じた環境保全措置の見直しを行っていくこととしています。イヌワシについては猛禽類協議会での結論を踏まえ、稼働制限の運用方法等、より具体的な環境保全措置を評価書に示すこととしています。</p>
25	<p>11) 猛禽類やコウモリ類も含めて風車のブレード等への衝突について、事後調査を実施するとある。猛禽類に関しては、猛禽類協議会を作り、専門家の指導及び助言を得ながら環境保全処置の検討を行い、必要に応じて追加的な処置を講じるとある。しかし、この協議会は開発事業者(もしくは、事業者が依頼した環境調査会社)が専門家に依頼して立ち上げられるものだという。これは、これまでの環境調査も猛禽類協議会も事業者が自ら構成するもので、調査の公平性に欠く。今庄住民センターでの説明会(2024/03/16)で「公平性を保つために第三者組織に依頼してほしい」とお願いしたが、「それはできない」と回答された。理由は、不明。</p>	<p>本事業において立ち上げた猛禽類協議会は、公の団体で環境審査委員を務めている学識者や地元で長年猛禽類を調査し続けて来られた専門家で構成されています。また、福井県がオブザーバーとして協議会に参加しており、環境保全措置を検討するにあたって十分に公平性が保たれた組織となっています。なお、第三者組織の立ち上げについては、どのような基準で組織し、運営していくのか等、課題が多いことから「難しい」旨を回答しました。</p>
26	<p>12) イヌワシの事後調査で、定点観測する期間を「工事実施前の1営巣期」「試験運転開始前」「施設供用後の1営巣期」とある。クマタカの事後調査も期間が「試験運転開始から施設供用後の1営巣期を含めた1年間」とある。つまり、風車が完成した後まで時間をかけることを意味しており、事実上の運転が認められてしまう。これでは、生態系の頂点であり、生物多様性を維持する要の存在を守ることができない。調査をするなら、全ての計画を止め、貴重な生物の安全を確認できるデータを得るまで開発計画を停止すべきである。</p>	<p>環境影響評価に基づき、イヌワシやクマタカ等の希少な生物に対して適切な環境保全措置を実施し、事業による影響を軽減することで事業の実施は十分に可能と考えています。ただし、予測には不確実性が残ると考えられることから、工事や試験運転前の調査や事後調査を実施することとしています。</p> <p>なお、それらの調査では、主にイヌワシやクマタカの行動圏や繁殖行動を確認することで事業による影響を計ることとし、事業による影響が明らかとなった場合には、猛禽類協議会における専門家からの指導・助言を踏まえ、速やかに対策を講じることとしています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書5)(7/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>13)天然記念物であるコウノトリの飛来が確認されている。その他、北陸は多くの渡り鳥のルートになっていることが広く知られている。評価書では、渡りのタイミングを見極め、影響がある時期は風車を止める処置を検討する旨を示しているが、自然界の動向を掴むには長い歳月をかけた調査が必要であり、そこで得る一定の結果も当地域以外の場所で起こる要因や気候変動などによっていつ変わるか分からない。つまりは、渡りのタイミングに合わせて確実に風車を止めるということは不可能と思われる。また、鳥は木の実を食べ、糞を山に落とす。鳥は消化する過程で種の表面を覆う被膜を溶かすことができ、糞となって出てきた種の発芽率はほぼ100%に及ぶ。そのため、山々を覆う雑木林は鳥たちが育んできたと言っても過言ではない。渡り鳥もその大きな役割を担っている。生物多様性の観点から見ても、豊かな植生を育む要ともなっている渡り鳥の渡りやコウノトリの飛来を妨げることはあってはならない。</p>	<p>確認されたコウノトリは全て高空を通過する個体であったことから、専門家の意見も踏まえ、風力発電機のブレード・タワー等への接近・接触のリスクは極めて低いと予測しています。</p> <p>また、渡り鳥に対する環境保全対策として実施する一部の風力発電機の稼働制限については、今回のアセス調査での確認状況や、これまでに蓄積された福井県及び全国の渡り鳥のデータ、そして渡り鳥が多く渡る際の気象条件を踏まえて検討することで、有効なタイミングでの稼働制限の実施は可能と考えます。より具体的なタイミングでの稼働制限の実施については、今後の調査結果も加え、猛禽類協議会において専門家とともに協議し、時期や時間帯等を設定することとします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 5) (8/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	<p>14) この事業で切土によって発生する土の量は、363,033m³とされている。これを処理するための土捨て場が鹿蒜川の支流、御所ヶ谷上流の谷に作られる予定だ。捨てられる土は、谷を埋めて盛り土にされる。その御所ヶ谷の下流には、令和4年の豪雨で集落の半分近い家を全壊にした大桐がある。豪雨は、この開発計画が進められている鉢伏山から山中峠にかけてと、先日中止になった JR 東日本エネルギー開発の「福井藤倉山風力発電事業」予定地だった藤倉山から山中峠の間にある谷という谷を崩し、大量の水と土砂を鹿蒜の谷へ押し流した。その時、5 集落ある鹿蒜の谷全体に流れた土砂の総量は約 110 万 m³に及んだとされる。その約 3 割に及ぶ土砂が、川に寄り添うように家が立つ大桐集落の上流の谷に捨てられようとしている。大桐集落で行われた説明会(2024/03/09)では、「盛土新法に準じた基準で設計しており、絶対に崩れません」との旨の説明を受けたが、令和4年の豪雨では、盛土された基幹林道の谷部のほとんどが崩れた。まず、地形の成り立ちからして尾根は硬いから尾根として残っているのであり、谷は水が集まり脆いために削られている。その脆い部分に他所から土を持ってきて埋めれば、水は再び削ろうとするのが自然の摂理だ。そこへ地下にパイプを通したり、盛土の上に犬走りを作って排水溝を引いたりした場所が、先の豪雨で大きく崩れた。盛土新法をクリアした新基準としているが、資料を見た限り、最下部が補強されたところ以外は崩れた盛土とあまり変わったようには見えなかった。どんなに基準を上げても、自然の力はそれを乗り越えてくる。「それを言うては何もできない」という意見もあるだろうが、被災したばかりの集落の上に再び「元来脆い性質の谷部に土を盛る」ことが理解できない。削られる性質の谷に盛るのではなく、山ではない他所の安全な土地に搬出してほしい。また、稜線の地盤と保水力を守っている森を風車建設のために伐採して削った土を捨てるため、御所ヶ谷源流部の地盤と保水力を守ってくれている森林まで伐採され、失うことに必要性を感じるができない。</p>	<p>本事業では、周辺の地域に与える環境影響等を検討し事業区域外に土砂を搬出しない計画としました。</p> <p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の締固めおよび排水、側溝等の排水設備、沈砂罅や土砂流出防護柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との協議を行いながら安全な事業計画を策定いたします。</p> <p>盛土の地点については、事業区域内で踏査、地質調査により地盤状況を確認しています。なお、盛土の設計については、「福井県林地開発行為許可技術基準」および新たに令和5年6月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法による盛土等防災マニュアル」に準拠した設計とします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書5)(9/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>15) 現在、風力発電のシステムは海外製のものに頼っている。有力な海外メーカーは大型化を図り、それを購入する企業は設置するコストを考えて採算が取れるよう開発計画を大きくする傾向がある。その結果、最大 188m という巨大で運搬が困難な風車が海運基地からさほど遠くない人が暮らしている場所の近くに並べる計画になることが多いとされる。しかし、世界の風力発電事業の潮流は、陸地から洋上へと既に移っている。それは、人間が暮らす陸地では生活とその周辺環境へ及ぼす影響が目に見えて大きいためなのだが、洋上の場合も地上より遥かに音を伝えやすい水中の環境に著しい悪影響を及ぼすことが分かってきている。この世界の潮流からしても、陸地の、更には洋上で巨大風力発電システムは問題視されはじめている。実際に、環境への負荷の大きさから地元の反対運動が起こり、中止になった場所は青森の八甲田山系や宮城・山形にある蔵王連峰など、全国で多く存在する。また、20年という発電システムの耐久性を考えた時、運営の継続を決めたとしても更に技術が進んで巨大化ではない新しいシステムが構築されている可能性が高いことは、さまざまな技術革新が目覚ましく、SDGs の考え方が普及している現在の状況を考えれば予測が難しい。その時、分水という治山の重要な機能を持った稜線部分の森を伐採して造成し、数十 m に及ぶ長い杭を打ち込んで水源の水脈を切り、巨大な風車で山の風の流れを変えて生態系に大きな影響を与えるこのシステムは、全く別の商品に代替えるか撤去するしかなくなるのではないか。その可能性を人の生活が山に限りなく近いこの地域の自然環境に掛ける負荷と天秤に掛けた時、この計画が未来の環境保全や暮らしの安全と釣り合うものとは思えない。</p>	<p>本事業においては、環境影響評価法に基づく適切な調査、予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を低減しつつ、鉢伏山周辺の良好な風エネルギーを活かした環境への負荷が少ない持続可能な事業として、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上に貢献できる事業と考えており、本事業にご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>風力発電機は尾根部の分水嶺(流域界)に設置するため、通常、地下水脈への影響は生じないものと考えています。また、風力発電で設置する杭基礎は、遮水壁のような連続した構造ではないことから地下水脈への影響は生じないものと考えています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 5) (10/10)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>16)2024年4月12日、JR東日本エネルギー開発が計画していた「福井藤倉山風力発電事業」の中止を決めた。その理由は、「(風の強さなど)風況が想定を下回り、事業性の確保が困難な見通しとなった」ためだった。この計画は、本開発計画地と谷ひとつ挟んだ山筋で進められていた。中止になった計画地と隣り合った鉢伏山筋に連なる本計画地の風況は十分な発電条件を揃えているのかと単純に疑問に思う。また、年間島根県の人口分ほどの人口が減っている日本で、電力の増産が必要なのだろうか。生活をしていて、電力が不足し、停電していたり節電対策が強いられていたたりする事例は聞こえてこない。この事業は民間企業が行なっているので利益を最重要視して開発を進める姿勢は仕方がないことだが、十分な電力を供給できる見込みがあるのか、また、作った電力は必要とされるものなのか、そして、何より、開発される土地の自然環境と住民の安全な暮らしを脅かさないかを、開発者の目線ではなく、これからもこの土地で生きていく生活者の目線でこの開発計画をもう一度見直してほしい。</p>	<p>本事業における風況は、「局所風況マップ」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO))により、対象事業実施区域内の年平均風速は、地上高70mでは5.9~7.1m/s、平均6.6m/sを確認しており、陸上風力発電に適した地域であると評価しています。</p> <p>本事業においては、環境影響評価法に基づく適切な調査、予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を低減しつつ、鉢伏山周辺の良い風エネルギーを活かした環境への負荷が少ない持続可能な事業として、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上に貢献できる事業と考えており、本事業にご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
31	<p>17)今庄住民センターでの住民説明会(2024/03/16)で、参加した老年の男性がこの風力発電開発計画が進められている鉢伏山や鹿蒜の谷周辺の土地について、以下の内容を示す意見を発言していた。</p> <p>「ここは特異な場所だ。北陸トンネルが掘られ、北陸自動車道が通り、最近是新幹線のトンネルも通った(明治時代には、旧北陸本線も敷かれた)。その都度、調査が行われた上で工事が進んだ。なのに、山は土が変わった。生える木も変わった。あんなにたくさんいたヤマドリも見なくなった…」</p> <p>谷の最深部にある大桐集落でも、集落のすぐ上で行われていた新幹線のトンネル工事が進むにつれて集落側にある七重谷の上流の流れが消えた。このように山を掘ったために水脈が変わってしまうという事例は全国どこにでもある。生物多様性しかし、自然は目に見えないさまざまな関係が絡み合っていて成り立っている。老人の発言や七重谷の沢涸れを考えると、現在、適用されている調査基準は現境を守るために十分なものなのだろうかと疑問を抱かざるを得ない。そして、この開発予定地は2年前に豪雨による土砂崩れや水害に遭ったばかりの地域である。その土地に見合った、住民みんなが納得できて安心して暮らせる調査をすべきだと考える。風車設備の構造による環境への影響や管理体制、土砂捨て場の構造と位置、動物に対する事後調査期間や猛禽類協議会の仕組みなど、さまざまな点で、現在の調査はそれに見合っているとは考えにくい。</p>	<p>本事業は、日本における環境アセスメントの手続きについて定めた法律である環境影響評価法に従って環境への影響を予測評価しており、それらの結果に基づき、事業による影響の回避・低減に努め、より環境に配慮した事業内容にしています。</p> <p>また、土捨て場や風車ヤード等の造成工事に関しては、「福井県林地開発行為許可技術基準」等を準拠した設計とします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書6)(1/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>・土砂災害の懸念</p> <p>鉢伏山風力発電の土砂場建設予定地の御所ヶ谷川上流は、2022年8月に未曾有の洪水被害のあった鹿蒜川の上流にあたります。ただでさえ痩せて保水力のない針葉樹の森に土砂が置かれれば、再び大雨が降った時に、2022年にも被災した下流の集落を再び襲うことは目に見えている。</p>	<p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の締固めおよび排水、側溝等の排水設備、沈砂槽や土砂流出防護柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との協議を行いながら安全な事業計画を策定いたします。</p> <p>盛土の地点については、事業区域内で踏査、地質調査により地盤状況を確認しています。なお、盛土の設計については、「福井県林地開発行為許可技術基準」および新たに令和5年6月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法による盛土等防災マニュアル」に準拠した設計とします。</p>
33	<p>・広葉樹の森の破壊に対する懸念</p> <p>特に手付かずのブナ林が多く残るこの地域での大規模な伐採はあまりにももったいない。鹿蒜川北側を散策したが、ほとんどが針葉樹の森とはいえ、尾根沿いには豊かな広葉樹の森が残っていた。尾根に沿って建設される風車は、希少に残っている広葉樹を伐採し、山の保水力をさらに弱める懸念があります。</p> <p>また、現時点でも近隣農家を悩ませている鹿害、獣害の更なる拡大も懸念されます。工事後に緑化に関しても疑念があり、痩せて酸性化した土に広葉樹を根付かせるのは困難な上、成長するのに数十年かかる。耐用年数20年の風車建設のために伐採するのは見合わない。</p>	<p>調査の結果、現在では本事業の対象事業実施区域及びその周辺にはほとんどブナ林は残存していませんが、既存林道を利用することで新たな改変面積を最小限に抑える計画としています。対象事業実施区域 342.0ha で改変面積 15.3ha となり、植生の改変率は 4.5% となります。</p> <p>なお、鹿や猪の害獣対策および植生回復に対しては、関係行政や専門家等に意見を聞きながら獣害対策を検討し、降雨による浸食を抑えるため早期の緑化(種子吹付等)を行うなどの植生回復に努めます。</p>
34	<p>・安定した風車運営に関する疑念</p> <p>この地域は特段、風の強い場所ではなく、風力発電には向いていない。風が強くない時に、火力で補い動かすのであれば、オンオフを繰り返すことで通常の火力発電運営よりも石油エネルギーを消費する懸念がある。「再生可能エネルギー」という言葉で誤魔化されており、環境保全の実情が伴っていないと考えます。</p> <p>また福井県は石川県について二番目に雷の多い県で、日本海側からの寒気で発生する冬季雷は低い位置で起きるために、建造物への被害が多い。調べたところ、全国でこれまで壊れて廃止された風車の内、自然災害による故障は三分の一、大半は落雷によるもので、その全てが北陸を中心とした日本海側で起きている。福井県でも既に一基、落雷による故障で廃止された風車があり、開発に見合うだけの安定した運営を望めない。コストランニングや廃棄に関する説明も不十分に感じます。</p>	<p>本事業では、事業地内で風況の観測を行い事業の採算性についても検討し、事業を計画しました。</p> <p>本事業においては、環境影響評価法に基づく適切な調査、予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を低減しつつ、鉢伏山周辺の良い風エネルギーを活かした環境への負荷が少ない持続可能な事業として、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上に貢献できる事業と考えており、本事業にご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>風車に落雷があった場合でも、内部の機器に影響を与えないよう安全に雷電流を地面へ受け流す設計とします。また、落雷検出装置を設置するで、落雷時は安全に風車を停止する等、適切に監視・保護出来るよう発電設備を構築して参ります。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書6)(2/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>・水脈の枯渇の懸念 北陸新幹線の作業員が使用するトンネル建設後には水脈枯渇が報告されています。安定した水の確保ができなくなれば、全国に誇る福井の米産業の衰退が懸念されます。</p>	<p>他事業のことについてはお答えはできません。 本事業では風力発電機は尾根部の分水嶺(流域界)に設置するため、通常、地下水脈への影響は生じないものと考えています。また、風力発電で設置する杭基礎は、遮水壁のような連続した構造ではないことから地下水脈への影響は生じないものと考えています。</p>
36	<p>・バードストライクの懸念 この地で繁殖している天然記念物コウノトリが、バードストライクによって絶滅してしまうのではないかという危惧もあります。動物愛護の視点だけではなく、全国各地に種子を運ぶ渡り鳥は生態系の多様性を維持する重要な役割を担っている。絶滅危惧種の場合、一度失ってしまったら取り返しがつかない。</p>	<p>確認されたコウノトリは全て高空を通過する個体であったことから、専門家の意見も踏まえ、風力発電機のブレード・タワー等への接近・接触のリスクは極めて低いと予測しています。</p>
37	<p>・健康被害に関する懸念 低周波音による睡眠障害、めまい、耳鳴りなどの訴えは各地で報告されており、引っ越しを余儀なくされた人もいます。それらの報告例と比較しても、鉢伏山風力発電事業の開発計画は、明らかに規模が大きい。国内最大規模の建設にもかかわらず、住民への説明は不十分に感じます。地域の更なる過疎化が懸念されます。</p>	<p>本事業の施設の稼働による超低周波音は、住居から十分な距離をとっていることや、ISO 7196 に示されている超低周波音の知覚の閾値、建具のがたつきが始まるレベルや圧迫感・振動感を感じる音圧レベルを下回っていることから、環境保全の基準等との整合性が図られているものと考えられます。 なお、稼働後の住民の皆様からのご要望やご意見につきましては、事業者が責任をもって受け付けます。また、本事業に起因した損害が発生した場合には、誠意をもって対応させていただきます。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書7)(1/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	<p>■谷埋め盛土</p> <p>本事業により発生する残土は、鹿蒜川支流の御所ヶ谷川の上流の沢を埋めて盛土として処理されます。その量は362,033m³、高さは約65mです。令和3年の熱海市伊豆山の土石流の源頭部にあった盛土の量は70,000m³、高さ15mと推定されています。本事業の盛土がいかに巨大であるかがわかります。</p> <p>沢地形は、地下水水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に沢の湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。それらの設備は地震や豪雨のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思えます。しかし、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでしょうか。</p> <p>さらにこれらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。大規模な盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。植栽により自然状態を回復するという説明を聞くことがありますが、全くのナンセンスです。これだけ大規模な谷埋め盛土の安定を植栽により保つことはできません。地山にとって盛土は堆積土砂と同じですから、ガリー(谷上の溝)を形成して少しずつ流出するか、大雨や地震が誘因となって大規模に流出するかです。供用期間終了後には、土捨場の盛土を撤去し、現状を回復する必要があります。大規模な谷埋め盛土が少しずつ浸食されていく様子はとても不気味なものです1)</p> <p>1) 倒木・えぐれた斜面... 海堀正博広島大防災・減災研究センター長「盛り土全体 早く調査を」(中国新聞) (https://youtu.be/KCkY9j-wktI?si=fS-rmDainmRpbabnz)</p>	<p>盛土排水の暗渠排水管は、「道路土工—盛土工指針(出典:社団法人 日本道路協会)」に準拠し、不織布を用いて暗渠排水管の中に枯葉や土砂が流れ込みにくい構造とし、さらに、暗渠排水管の周囲は碎石による埋戻し構造としているため、万が一暗渠管が詰まったとしても、排水機能を維持できる構造です。</p> <p>また、暗渠排水管周囲は緩衝材の役割として碎石で埋戻し養生を行い、壊れ防止の構造としております。</p> <p>盛土の地点については、事業区域内で踏査、地質調査により地盤状況を確認しています。なお、盛土の設計については、「福井県林地開発行為許可技術基準」および新たに令和5年6月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法による盛土等防災マニュアル」に準拠した設計とします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書7)(2/2)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>■土石流</p> <p>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が準備書の図 3.2-21に記載されています。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、扇頂部より下流に設定されます。土砂が堆積する場所です。土砂の供給元はもっと上流にあります。実際、大規模な土石流の起点は、遷急線直下の0次谷にあります。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点をつないだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。本事業の風車は遷急線の近くに配置されます。</p> <p>土砂の供給元は土石流危険渓流として指定されています。本事業による樹木の伐採や土地の改変が影響を及ぼすのは、土砂の堆積場所ではなく土砂の供給元です。準備書には、土石流危険渓流を明記し周知を図るべきです。</p> <p>また、砂防法に基づく砂防指定地が図 3.2-20に記載されています。これは稜線直下から指定されています。しかし、土石流の危険のある渓流を網羅しているとは言えないと思います。山中峠から鉢伏山に至る稜線の西側に関しては、全ての渓流が土砂災害を引き起こす可能性のある渓流だと思います。地形的にも地質的にも大差ありません。実際、令和4年8月3日からの大雨により北陸自動車道の敦賀トンネル南坑口付近を襲った土石流を引き起こした渓流は砂防指定地には指定されていません。堰堤はありましたが大量の土砂に飲み込まれました。</p> <p>本事業は遷急線近くの樹木を大規模に伐採し、土地を改変するものであり、土砂災害の素因を作るものです。</p> <p>計画の撤回を求めます。</p>	<p>「土石流危険渓流」は、「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」とともに「土砂災害危険箇所」に分類されており、建設省の通達により令和5年まで調査結果を公表しています。現在は国土交通省の通知により「土砂災害危険箇所」は使用されないことになったため、これに代わり「土砂災害防止法」に基づいた「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の指定を進めていることから、準備書では「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」を記載しました。</p> <p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の締固めおよび排水、側溝等の排水設備、沈砂罫や土砂流出防護柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との協議を行いながら安全な事業計画を策定いたします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書8)(1/3)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	<p>1 JR 東日本エネルギー開発の「福井藤倉山風力発電事業」が4月12日に計画の中止を国や県、地元市町に届け出た。この中止理由について、福井新聞の取材に「(風の強さなど)風況が想定を下回り、事業性の確保が困難な見通しとなった」と説明したとある。</p> <p>中止された事業地区に非常に近い貴社事業が撤退しないのであれば、JR 東日本エネルギー開発の「福井藤倉山風力発電事業」が公表している事業計画と比較して、「(仮称)鉢伏山風力発電事業」が事業性の確保ができるだけの風況が得られるとの根拠を、専門家でない我々にわかりやすく簡潔に示してください。</p>	<p>本事業における風況は、「局所風況マップ」(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO))により、対象事業実施区域内の年平均風速は、地上高70mでは5.9~7.1m/s、平均6.6m/sを確認しており、陸上風力発電に適した地域であると評価しています。</p> <p>他事業者が実施した風況観測結果を把握しておりませんので本事業との比較はできませんが、本事業では、風況の観測を行い、事業の採算性を確認しています。</p>
41	<p>2 風車の建設予定地はすべて山の尾根にある。尾根は動植物の生態系の中心にある。なぜなら、われわれ人間も含めて動物に不可欠な清涼な水をつくる水源そのものだからである。水は重力に従って上から下へと流れるものだから、それを疑う根拠はない。その尾根に風車を建設するということは、水源を壊すことにほかならない。水源を壊すということは、動植物すべてに悪影響を及ぼすことも間違いない。それでもなお、風車が自然環境に貢献できるというのであれば、水源(水が浸透する最初である尾根)を破壊するのではなく、水源に影響のない別の場所で稼働できるような風力発電を考えるべきである。電気がなくても人も含めた動植物は生きていけるが、水がなくては生きていけない。それでもなお、生存に必要な水源を破壊してまで風力発電を推進するだけの、納得できる理由を示してください。</p>	<p>風力発電機は尾根部の分水嶺(流域界)に設置するため、通常、水源への影響は生じないものと考えています。また、風力発電で設置する杭基礎は、遮水壁のような連続した構造ではないことから水源への影響は生じないものと考えています。</p>
42	<p>3-A 水源地である尾根に建設する風車の基礎の基礎杭は、盤石地であれば、過去の実績では最大50mもの長さであると、3月16日に南越前町で開催された説明会が、事業者側からの説明だった。水源での涵養を担う森を伐採し、さらに地盤を回復できないまでに改変する基礎工事によって、水源への影響は不可避であると考えますが、その際に下流部地域の生活にも影響は少なからずあると考えるが、それはどのように調査したのか。</p>	<p>風力発電機は尾根部の分水嶺(流域界)に設置するため、通常、水源への影響は生じないものと考えています。また、風力発電で設置する杭基礎は、遮水壁のような連続した構造ではないことから水源への影響は生じないものと考えています。</p>
43	<p>3-B また耐用年数20年を超えて、その後も風車の再建築も検討されると、3月16日に南越前町で開催された説明会が、事業者側からの説明だった。だが、再検討しようがしまいが、尾根の破壊は再生できない。また、事業者が撤退するにしても、風車の地上部分は回収するとしても、基礎や基礎杭はそのまま残ると説明を受けた。そもそも事業者が20年後に事業継続しているという保証もないし、破壊された尾根は再生できず、その山域の生態系も、下流部の水源への悪影響も避けられないと考える。</p>	<p>事業終了時には現況復旧を基本としておりますが、残置する設備の取り扱いについては、地権者および行政機関との協議に従い適切に処理してまいります。</p> <p>風力発電機は尾根部の分水嶺(流域界)に設置するため、通常、水源への影響は生じないものと考えています。また、風力発電で設置する杭基礎は、遮水壁のような連続した構造ではないことから水源への影響は生じないものと考えています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 8) (2/3)

No.	意見の概要	事業者の見解
44	<p>4 3月16日に南越前町で開催された説明会の資料では、稀少な動植物に影響はないという主旨の資料があった。だが、自然界の生態系は稀少な動植物だけで成り立っているわけではない。希少種ではない動植物がいなくなれば、それらと共生関係にある希少な動植物の生存も困難にある。稀少性を問わず動植物や菌類が人間の一生という時間軸をはるかに超える時間軸で成形しているのが自然であり、近年開発された土木技術が自然が起こす動きや、風雨や地震などで発生する災害を抑え込めるとは到底考えられない。</p> <p>説明会でも事業者は「災害を引き起こさないように自信をもって施業をする」という主旨の発言をするが、全国各地で土木工事を起因としている災害を発生させている。南越前町にある広域林道においても、盛り土や適切なルートや形状ではない道が土砂災害を引き起こし、通行不可能で放置されたままの事例はたくさんある。同じ事業者が施工しているのではないにしても、近代土木を信頼せよと言われて、信頼できると思うのか？</p>	<p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の締固めおよび排水、側溝等の排水設備、沈砂枡や土砂流出防護柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との協議を行いながら安全な事業計画を策定いたします。</p> <p>盛土の地点については、事業区域内で踏査、地質調査により地盤状況を確認しています。なお、盛土の設計については、「福井県林地開発行為許可技術基準」および新たに令和5年6月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法による盛土等防災マニュアル」に準拠した設計とします。</p>
45	<p>5 資材を運ぶだけの大型車両が通れるだけの道幅、道の上空空間の確保を考えれば、道は雨水が集中して流れて川のようになり、ますます土砂災害を引き起こしやすくなる。排水は排水枡を設置するとのことだが、では、排水枡の間隔、雨量に対する容量、排水枡における時間当たりの浸透の水量、ひとつあたりの排水枡に流入する水量、それが想定される最大雨量に対してどのように良好に機能するのか、示してください。</p>	<p>沈砂枡の間隔、雨量に対する容量、時間当たりの浸透の水量、ひとつあたりの排水枡に流入する水量などの排水について、「福井県林地開発行為許可技術基準」の設計条件に入っているためその基準に準拠して設計していきます。</p>
46	<p>6 排水路の定期的なメンテナンスは、予定される道にある排水路や排水枡のどの区間を、どれだけの人員や機関(人工)、設備で整備を行う予定なのか、それが、排水で水害を引き起こさないという根拠を示してください。</p> <p>その予算も確実に確保できると見込める根拠も示してください。</p>	<p>排水設備については、状況に応じたメンテナンスを行うため、現時点では具体的に示せるものではありません。</p>
47	<p>7-A 3月16日に南越前町で開催された説明会において、事業者側の発言の一節に「ゼロリスクではない」と言った。では受けるメリットは？と聞くと「排水路の整備、除雪、催事の協力など」と説明があったが、具体的に、いつ、だれが、誰(何)に対して、どのような内容だったのか、また金銭や設備などの授受や許与・貸与があったのであれば、それを示してください。</p>	<p>地元貢献策として、排水側溝の清掃や除雪を行う等、区長を通じて地元地区と意見交換を行いながら、関係する自治体にも相談の上、この地域における最適な地域貢献策を検討して参ります。なお、これまで金銭や設備などの授受や許与・貸与は実施しておりません。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 8) (3/3)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>7-B(6-A の関連質問) 3月16日に南越前町で開催された説明会において、事業者側の発言の一節に「ゼロリスクではない」と言った。では受けるメリットは?と聞くと「地域の要望を聞きながらお伺いを立てている段階」あるいは「自治体に固定資産税がはいることによる税金」との説明があった。</p> <p>復帰できない自然破壊をしてまで得られるメリットとしては、あまりにも小規模である(6-Aも含めても)。意見書を出せる約1カ月前の段階でさえ、「地域の要望を聞きながらお伺いを立てている段階」では、これまでの長期間のタイムスケジュールを考えれば、今後も建設前の短時間で、風車建設による自然破壊で更に高めてまで、地域住民が災害を受けるリスクを超えて、納得のいくメリットを提示できるとは到底考えられないような説明であった。</p>	<p>地元貢献策として、排水側溝の清掃や除雪を行う等、区長を通じて地元地区と意見交換を行いながら、関係する自治体にも相談の上、この地域における最適な地域貢献策を検討して参ります。</p>
49	<p>8 なにより令和5年8月の南今庄地区での水害を受けた住民は、雨が強まると恐怖を思い出して夜は寝ていられないという。その地域の上流部の谷に工事が出る土砂36万トンを盛り土するという。伊豆で起こった盛り土の土石流がありながら、3月16日に南越前町で開催された説明会での事業者の発言は「保安林ではないから、法的に問題ない」という立場を崩さない発言だった。再生エネルギーで自然環境に貢献するという風力発電は、山地にある規模の小さな集落の生活を、さらに危険にさらすのか。</p>	<p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の締固めおよび排水、側溝等の排水設備、沈砂槽や土砂流出防護柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との協議を行いながら安全な事業計画を策定いたします。</p> <p>盛土の地点については、事業区域内で踏査、地質調査により地盤状況を確認しています。なお、盛土の設計については、「福井県林地開発行為許可技術基準」および新たに令和5年6月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法による盛土等防災マニュアル」に準拠した設計とします。</p> <p>本事業により新たに設置した雨水排水設備や盛土等は、定期的に点検を行い機能維持に努めます。また、既存の排水設備、道路、法面等の山林状況を確認し、行政と協議し予防保全に努めます。</p>
50	<p>9 事業者が直接管理しない地域であっても、風車の建設によって土地が改変される場所があるかと思えます。その場合、土砂崩れなどが建設によって改変された地域の場合、風力発電事業者が修繕、補修、人的被害が出た場合の補償はどのように考えるのか、示してください。</p>	<p>本事業によって改変した場所において、本事業が起因した土砂崩れなどの災害が発生した場合は誠意を持って対応します。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	<p>私は一昨年から福井市で自伐型林業に関わっています。学校で非常勤講師として働く傍ら、林業にも携わるようになったのは、山の自然や生態系を守ることは、未来の子どもたちが生きてゆく上でこれから不可欠になると感じたからです。自然は長い時間をかけて再生していく力をもっていますが、現状の私たちの生活は、その力をはるかに超える破壊を続けています。</p> <p>貴殿が風力発電を計画している区域には、豊かな木々があります。一度、皆伐してしまうと、木だけでなく、そこに住む多くの生き物も失われます。ひいては、私たち人間にも影響がでます。どうかこの豊かな自然を先々の子どもたちにも残してやりたい。鉢伏山風力発電事業の中止を強く申し入れます。</p> <p>以上</p>	<p>本事業は既存林道を利用することで新たな改変面積を最小限に抑える計画としています。対象事業実施区域 342.0ha で改変面積 15.3ha となり、植生の改変率は 4.5% となります。</p> <p>本事業においては、環境影響評価法に基づく適切な調査、予測及び評価の結果を反映し、環境への影響を低減しつつ、鉢伏山周辺の良好な風エネルギーを活かした環境への負荷が少ない持続可能な事業として、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上に貢献できる事業と考えており、本事業にご理解をいただきますようお願いいたします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (1/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	<p>環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先(株式会社建設環境研究所)の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約しないでください。</p>	<p>本意見書の内容は要約せず、頂戴した意見内容にあった記載のまま掲載の上、それぞれに回答します。</p>
53	<p>(1) 建設環境研究所の作成した図書は信用できません 1</p> <p>本事業の委託先である『建設環境研究所』がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響について、実際の巣の位置を改ざん(隠ぺい)した情報が記載された疑惑があるとされています※1, 2。</p> <p>このような改ざん(隠ぺい)行為はアセスにおいて非常に問題であり、調査結果の信頼性はもとより、アセス手続きの信ぴょう性に疑問を投げかけるものです。</p> <p>以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を強く求めます。</p> <p>※1 「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」(世界日報, 2023年10月12日) https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</p> <p>※2 「非常にレベルの低い調査」イヌワシ研究会が県へ風力発電計画中止の要望書提出 知事の見解など求める 【山形発】(FNN プライムオンライン) https://www.fnn.jp/articles/-/664889?display=full</p>	<p>報道にあったようなデータ改ざん等の不正な行為は一切ないと報告を受けて、事業者としても本事業の調査結果に対して精査を行い、妥当であると考えています。(信憑性を精査する媒体のホームページからは本報道に関するニュースは全て削除されています。)</p> <p>また、本事業における猛禽類調査については、調査回毎に専門家からの意見・助言を求めることにより、結果の妥当性を確認しています。準備書ではこうした結果をもとに環境影響を予測及び評価しています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (2/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	<p>(2)建設環境研究所の作成した図書は信用できません 2</p> <p>本事業の委託先である『建設環境研究所』がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響について、実際の巢の位置を改ざん(隠ぺい)した情報が記載された疑惑があるとされています※1, 2。</p> <p>そもそもアセス手続きにおいて不正を行った事業者に対して、何も罰則がないことが問題です。もし改ざん(隠ぺい)によってアセス手続きを通過させた事業者が何の罰則も受けずに補助金や再エネ賦課金を受け取ることが許されるのであれば、他の事業者も同じ手法を用いる可能性が高くなります。</p> <p>以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を強く求めます。</p> <p>※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」(世界日報, 2023年10月12日) https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</p> <p>※2「非常にレベルの低い調査」イヌワシ研究会が県へ風力発電計画中止の要望書提出 知事の見解など求める 【山形発】(FNNプライムオンライン) https://www.fnn.jp/articles/-/664889?display=full</p>	<p>報道にあったようなデータ改ざん等の不正な行為は一切ないと報告を受けて、事業者としても本事業の調査結果に対して精査を行い、妥当であると考えています。(信憑性を精査する媒体のホームページからは本報道に関するニュースは全て削除されています。)</p> <p>また、本事業における猛禽類調査については、調査回毎に専門家からの意見・助言を求めることにより、結果の妥当性を確認しています。準備書ではこうした結果をもとに環境影響を予測及び評価しています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (3/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
55	<p>(3)建設環境研究所の作成した図書は信用できません 3</p> <p>本事業の委託先建設環境研究所がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響について、実際の巣の位置を改ざん(隠ぺい)した情報が記載された疑惑があるとされています※1, 2。</p> <p>今回改ざん(隠ぺい)の疑われた準備書の取りまとめが本事業の委託先である建設環境研究所によって行われたと報道されたことは、これまでに同社が作成した図書の信用性に大きな疑問を投げかけます。</p> <p>建設環境研究所は、調査をしたのは別の業者(同事業の方法書の委託先は日本工営)であり、自社では改ざんしていないと主張しています※3。</p> <p>しかし、その疑わしい調査結果をとりまとめて準備書を作成したのは建設環境研究所です。</p> <p>イヌワシの巣が3km以内にありながら見落としていた「非常にレベルの低い」結果※3を、チェックせずに準備書を作成したわけですから、これまでに同社(建設環境研究所)が作成した図書の信用性に大きな疑問を投げかけます。</p> <p>再エネ賦課金を納付している国民としては、本事業においても情報の隠ぺいが行われているのではないかと不安に思います。</p> <p>以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を強く求めます。</p> <p>※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」(世界日報, 2023年10月12日) https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</p> <p>※2「非常にレベルの低い調査」イヌワシ研究会が県へ風力発電計画中止の要望書提出 知事の見解など求める 【山形発】(FNNプライムオンライン) https://www.fnn.jp/articles/-/664889?display=full</p> <p>※3「(仮称)栗子山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書に関する一部報道について」(建設環境研究所HP, 2023年10月18日) https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018.html</p>	<p>報道にあったようなデータ改ざん等の不正な行為は一切ないと報告を受けて、事業者としても本事業の調査結果に対して精査を行い、妥当であると考えています。(信憑性を精査する媒体のホームページからは本報道に関するニュースは全て削除されています。)</p> <p>また、本事業における猛禽類調査については、調査回毎に専門家からの意見・助言を求めることにより、結果の妥当性を確認しています。準備書ではこうした結果をもとに環境影響を予測及び評価しています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (4/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	<p>(4)建設環境研究所の作成した図書は信用できません4</p> <p>本事業の委託先建設環境研究所がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響について、実際の巣の位置を改ざん(隠ぺい)した情報が記載された疑惑があるとされています※1,2。</p> <p>今回改ざん(隠ぺい)の疑われた準備書の取りまとめが本事業の委託先である建設環境研究所によって行われたと報道されたことは、これまでに同社が作成した図書の信用性に大きな疑問を投げかけます。</p> <p>建設環境研究所は、調査をしたのは別の業者(方法書の委託先は日本工営)であり、自社では改ざんしていないとHPで主張しています※3。</p> <p>しかし山形県栗子山事業では、準備書を提出した後に、イヌワシの調査を行なっています。本来ならば全ての調査を終えた後に準備書が縦覧されるはずですが、評価書の段階では住民や環境大臣は意見できません。ではなぜ山形県の事業のみ準備書を縦覧している最中にイヌワシの追加調査を行なっているのでしょうか。追加の調査が終わってから準備書を縦覧すべきです。考えられる理由は住民の目を誤魔化して、不正に準備書審査を通過させるのが目的だからではないのでしょうか。しかし事業者側から納得のできる回答は一切ありません。</p> <p>本事業においても、事業者の利益のみを優先して環境をないがしろにしているのではないかと不安に思います。</p> <p>以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を強く求めます。</p> <p>※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」(世界日報, 2023年10月12日) https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</p> <p>※2「非常にレベルの低い調査」イヌワシ研究会が県へ風力発電計画中止の要望書提出 知事の見解など求める 【山形発】(FNNプライムオンライン) https://www.fnn.jp/articles/-/664889?display=full</p> <p>※3「(仮称)栗子山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書に関する一部報道について」(建設環境研究所HP, 2023年10月18日) https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018.html</p>	<p>報道にあったようなデータ改ざん等の不正な行為は一切ないとの報告を受けて、事業者としても本事業の調査結果に対して精査を行い、妥当であると考えています。(信憑性を精査する媒体のホームページからは本報道に関するニュースは全て削除されています。)</p> <p>また、本事業における猛禽類調査については、調査回毎に専門家からの意見・助言を求めることにより、結果の妥当性を確認しています。準備書ではこうした結果をもとに環境影響を予測及び評価しています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (5/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	<p>(5) コウモリ類の保全措置がない</p> <p>本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)」が記載されておりますが、以下の疑問があるのでお答えください。</p> <p>1) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのでしょうか。</p> <p>2) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？</p> <p>3) 本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのでしょうか？</p>	<p>1) 現在使用を検討している機種は、カットイン風速以下ではフェザリング状態となる仕様となっておりますが、ローター部への負荷を軽減するため、風速の状況によっては、ブレードが遊転することとなります。遊転時における回転速度は0.3rpm未満(1分間に0.3回転未満)です。</p> <p>2) カットイン風速については、任意の変更はできる仕様になります。</p> <p>3) 弱風時がカットイン風速以下であれば、フェザリング状態となる仕様になります。風速の状況によっては、ブレードが遊転することとなりますが、基本は風を受け流す形となり、回転を止めた状態となります。</p>
58	<p>(6) P1000 コウモリ目の一種(15~30kHz)の予測結果(ブレード・タワーへの接近・接触)</p> <p>「カットイン風速以上における録音ファイル数の割合は、全体の21.5%であること…(中略)…ブレード・タワー等への接近・接触の可能性は低く、影響は小さいと考えられる」とあります。</p> <p>この予測に隠された前提条件は、「・カットイン風速(3m/s)未満でブレードが絶対に回転しない」、ことが必要です。しかしP990、P1186にはそのことが明記してありません。もし「カットイン風速未満はフェザリングをしない」のであれば、ブレードは風速(3m/s)未満でも回転しているので、バットストライクが発生する可能性があります。よって「ブレード・タワー等への接近接触による影響は小さいもの」との予測は成立しません。</p> <p>本事業においてカットイン風速未満はフェザリングをするのでしょうか？もしそうならば「カットイン風速未満はフェザリングをする」と保全措置に明記してください。</p>	<p>現在使用を検討している機種は、カットイン風速以下ではフェザリング状態となる仕様となっておりますが、ローター部への負荷を軽減するため、風速の状況によっては、ブレードが遊転することとなります。遊転時における回転速度は0.3rpm未満(1分間に0.3回転未満)であることから、コウモリ類が対応できる速度であると考えております。</p> <p>なお、カットイン風速未満ではフェザリング状態となりますので、環境保全措置として、評価書において追記いたします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (6/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>(7)P1000、1002 哺乳類の重要な種の予測結果(ブレード・タワーへの接近・接触)</p> <p>コウモリ類の影響予測に「本事業により設置される風力発電機の間隔は十分に確保されること、また環境保全措置として夜間照明を行わないことにより餌動物となる昆虫類の誘因を低減することため、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は小さいものと考えられる」とあります。</p> <p>ですが以下に示すように「風力発電機の間隔を十分に確保し、ライトアップ(夜間照明)を行わない」とした事業では多数のコウモリが死んでいます。嘘をつくな。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45 個体(4 種、1~32 個体)「風力発電施設でのバットストライク問題、2015、07 までに調べた 6 事業」(平成 29(2017)年、河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1))。 ・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月、株式会社ジェイウインド)福島県。 ・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(平成 30(2018)年、重昆達也ほか、東海自然誌(11))静岡県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年 10 月、株式会社ジェイウインド)青森県。 ・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31(2019)年 4 月、岩手県)岩手県。 ・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31(2019)年 4 月、株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道。 ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元(2019)年 12 月、よこはま風力発電株式会社)青森県。 ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2(2020)年 2 月、コスモエコパワー株式会社)北海道。 <p>(次ページへ続く)</p>	<p>貴重な知見を共有いただきありがとうございます。光に昆虫類が集まることは広く知られており、その性質を利用した昆虫採集方法も普及していることから、夜間にライトアップを行わないことにより昆虫類の誘因は削減され、餌となる昆虫類が削減されればコウモリ類の誘因も低減できるものと考えています。また、設置される風力発電機の間隔をできるだけ広げるとは物理的にブレード・タワー等への接近・接触する危険性を下げることにつながると考えています。</p> <p>なお、本事業ではコウモリ類について調査計画段階から調査結果の予測評価の結果に至るまで、専門家からのご指摘、ご意見をいただきつつ進めて参りましたが、風力発電施設がコウモリ類に与える影響については解明されていないことも多いと認識していますので、今後も先行事業や文献等による科学的根拠の収集に努め、有効な保全措置については実行可能な範囲で取り入れていくこととします。</p> <p>また、予測評価結果においても不確実性を含むため、環境保全措置については事後調査による環境把握を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その影響内容や影響要因についての把握に努め、専門家の意見を踏まえ、速やかに対策を講じることとします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (7/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p style="text-align: center;">(前ページの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」令和 2(2020)年 4 月, 風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個、ホオヒゲコウモリ属(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ)1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2(2020)年 8 月, 東北自然エネルギー株式会社)秋田県. ・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」(令和 2(2020)年 10 月, コスモエコパワー株式会社)岩手県. ・ヒナコウモリ 2 個体「(仮称)新むつ小川原ウインドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社)青森県. ・ヒナコウモリ 1 個体「(仮称)新岩屋ウインドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社)青森県. ・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 5 月, 合同会社ユーラス大豊風力)高知県. ・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「瀧上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)(令和 3(2021)年 3 月, 株式会社 A-WINDENERGY)秋田県. ・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」令和 3(2021)年 8 月, 株式会社ジェイウインドせたな)北海道. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 掛川風力開発株式会社)静岡県. ・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書 (令和 3(2021)年 10 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)宮城県. ・ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称)八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社エムウインズ八竜)秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書(令和 4(2022)年 1 月, ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)」山形県. <p style="text-align: center;">(次ページへ続く)</p>	

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (8/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>(前ページの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 2 月, 幌延風力発電株式会社)北海道. ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」(令和 4 年(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県. ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ属 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県. ・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「瀧上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY)秋田県. ・アブラコウモリ 46 個体、ヒナコウモリ 22 個体、種不明 3 個体、合計 71 個体「静岡県西部海岸域の風力発電所におけるコウモリ類の死骸調査結果(2018-2020)」(令和 4(2022)年, 佐藤頭義ほか、東海自然誌(15))静岡県. ・ヒナコウモリ 12 個体、モモジロコウモリ 5 個体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラコウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合計 35 個体「秋田瀧上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田瀧上ウインドファーム合同会社)秋田県. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 2 個体「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 1 月, 株式会社グリーンパワーインベストメント)広島県、島根県. ・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リブレース事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 2 月, 日本風力開発株式会社)青森県. ・アブラコウモリ 2 個体、コヤマコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 2 個体、コウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月, 八峰風力開発株式会社)秋田県. ・アブラコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 6 個体「若美風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 5(2023)年 7 月, 若美風力開発株式会社)秋田県. <p>(次ページへ続く)</p>	

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (9/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>(前ページの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類 1 個体「浮体式洋上風力発電設備(ふくしま未来)設置実証研究事業及び浮体式洋上超大型風力発電機 設置実証事業環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 10 月, 経済産業省資源エネルギー庁)福島県. ・アブラコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 1 個体、合計 6 個体「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価報告書」(令和 5(2023)年 6 月, 株式会社大林クリーンエネルギー)青森県. ・コヤマコウモリ 7 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 12 個体「(仮称)松前北部風力発電事業((現)リエネ松前風力発電所)環境影響評価報告書」(令和 5(2023)年 11 月, 松前ウィンドファーム合同会社)北海道. ・アブラコウモリ 16 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 10 個体、種不明コウモリ 1 個体、合計 29 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る事後調査報告書」(令和 6(2024)年 3 月, 東北電力株式会社)秋田県. ・アブラコウモリ 1 個体、アブラコウモリ属 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 6 個体「(仮称)野辺地風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書」(令和 6(2024)年 4 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)青森県. 	
60	<p>(8)「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です(文献 1、文献 2、文献 3、文献 4)。よって、死亡事後が発生する前から上記保全措置を必ず実施してください。実施しない場合には、追加的保全措置を実施しなくてもよいと判断した合理的根拠を述べてください。</p> <p>(文献 1)Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p> <p>(文献 2)「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県.</p> <p>(文献 3)「ユーラス由利高原ウインドファーム [公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県.</p> <p>(文献 4)「(仮称)松前北部風力発電事業((現)リエネ松前風力発電所)環境影響評価報告書」(令和 5(2023)年 11 月, 松前ウィンドファーム合同会社)北海道.</p>	<p>本事業で使用予定の風力発電機は、カットイン風速(3m/s)未満の場合、フェザリング状態であり、ローターは遊転状態となります。また、コウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触に係る予測については、不確実性の程度が大きいと考えられることから、事後調査を実施することとしております。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (10/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
61	<p>(9) コウモリ類の専門家の船越公威さんが執筆された書籍には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「カットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)」が記載されています。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されていますので、最新の科学的知見に則り、死亡事故が起こる前に「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施してください。実施しない場合には、『最新の科学的知見にのっとった追加的保全措置を無視し、実施しなくてもよい』という合理的根拠を述べてください。</p> <p>・「コウモリ学 適応と進化」(2020年、船越公威、東京大学出版会、p229)</p>	<p>カットイン風速未満ではフェザリング状態となりますので、環境保全措置として、評価書において追記いたします。</p>
62	<p>(10) 他の風力発電事業では妊娠中のコウモリも死んでいます。妊婦の死亡事故が起こってから、慌てて保全措置を行っても手遅れになると思います。予防原則の観点からカットイン風速未満のフェザリングをしてください。</p>	<p>カットイン風速未満ではフェザリング状態となりますので、環境保全措置として、評価書において追記いたします。</p>
63	<p>(11) 「事後調査」について</p> <p>国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査は科学的』というのは大嘘で、単なる事業者の『主観・妄想・願望』の羅列ではありませんか。</p> <p>例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置もせず事後調査を打ち切っています(文献1、文献2、文献3)。</p> <p>本事業者の事後調査についても、いくつか疑義及び要望があるのでお答えください。</p> <p>1) 事後調査結果について住民が意見書を出せるようにしてください。</p> <p>2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会はありますか？なければ開催してください。</p> <p>3) 事後調査で事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者(謝金の支払いを含む)ですか？</p> <p>4) 3)の専門家が利害関係者でないこと(金品の受け取りをしない者で、忖度しない者であることを証明してください)。</p> <p>5) 仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないというのは本当ですか？</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>1) 事後調査については、「環境影響評価法」、「発電所の設置又は変更の工事業業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)(以下、「発電所アセス省令」という。)および「福井県環境影響評価条例」に定められた内容に則り実施いたします。</p> <p>2) 「福井県環境影響評価条例」第38条第3項の規定により、福井県知事は、事後調査報告書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、事後調査の再実施その他の環境の保全についての必要な措置を求めるとされています。</p> <p>3) 事後調査に限らず、ヒアリングを実施した専門家については、いずれも利害関係者ではありません。</p> <p>4) 各省庁、自治体等から、公正かつ専門的立場からの中立的な助言を述べる事が出来る専門家として認められています。</p> <p>5) 明確な義務や罰則はありませんが、事後調査の結果、さらなる追加的な環境保全措置の実施を求められた場合には、真摯に対応する所存です。</p> <p>(次ページへ続く)</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10)(11/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	<p>(前ページの続き)</p> <p>6)5)についてもし本当ならば、事後調査でコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか？</p> <p>7)事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1~2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続けられれば、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。</p> <p>8)事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性は保証がないので、信用できません。</p> <p>9)最新の知見を踏まえた保全措置(フェザリング)を、コウモリを殺す前から必ず実施してください。</p> <p>10)普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。</p> <p>(文献1)「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30(2018)年, 株式会社ジェイウインド, 委託先: 株式会社ジェイペック) P. 327</p> <p>(文献2)「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和3(2021)年, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス, 委託先: アジア航測株式会社) P. 84</p> <p>(文献3)「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用2年目の調査結果)」(令和4(2022)年6月, 株式会社A-WINDENERGY, 委託先: エヌエス環境株式会社) P. 67</p>	<p>(前ページの続き)</p> <p>6)明確な義務や罰則はありませんが、事後調査の結果、さらなる追加的な環境保全措置の実施を求められた場合には、真摯に対応する所存です。</p> <p>7)具体的な個体数をお示しすることは難しいと考えます。事後調査で衝突・接近によって死亡したと考えられるコウモリの死骸を複数確認した場合は、まずは専門家の見解を確認した上で、新たな環境保全対策を講じることとします。</p> <p>8)事後調査の結果、さらなる追加的な環境保全措置の実施を求められた場合には、真摯に対応する所存です。</p> <p>9)カットイン風速未満ではフェザリング状態となりますので、環境保全措置として、評価書において追記いたします。</p> <p>10)環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その影響内容や影響要因についての把握に努め、専門家の意見を踏まえ、新たな環境保全対策を講じることとします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (12/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>(12) 「コウモリ類の事後調査」について</p> <p>風力発電事業における事後調査の最大の問題点は、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足していることです。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が歪められて判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付度し、事業者に都合の良いことをいう可能性が高いことが挙げられます。</p> <p>このような状況下では、風力発電事業の影響が適切に審査されず、コウモリ類への影響やリスクを十分に回避低減することはできません。そこで、事業者とは独立した評価・審査が必要となってきます。公正かつ独立した機関や評価、専門的立場からの中立的なアドバイスなどが含まれる第三者の立場が重要です。このような評価や審査を導入することで、事後調査の結果に関して、より客観的な立場から分析・評価することができ、風力発電事業の信頼性を高めることかできます。</p> <p>本事業の事後調査についても、客観的な評価や審査を適切に導入して下さい。風力発電事業の信頼性を高めるためには、事後調査についての公正かつ独立した第三者の評価・審査が必要と考えます。</p>	<p>事後調査については、「環境影響評価法」第38条の2第1項並びに「発電所アセス省令」第35条及び第36条等の規定により、調査結果及び環境の保全のための措置等に係る報告書を作成します。また、経済産業大臣は報告書を環境大臣に送付し、意見を求めることになっております。</p> <p>また、「福井県環境影響評価条例」第38条第3項の規定により、福井県知事は、事後調査報告書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、事後調査の再実施その他の環境の保全についての必要な措置を求めることができることとされています。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10)(13/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	<p>(13)「コウモリ類の事後調査の計画」について最新のガイドライン※によれば、週1回(探索間隔が7日)の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨されていません。探索間隔が長いとコウモリの死亡日が推定できず、保全措置の検討ができないためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されています。また、人による調査はコウモリ類の死骸発見率が低いことも判明しています。さらに、コウモリ類は弱風速時に活動し、バットストライクは弱風速時に発生しやすいことも分かっています。以上のことから、</p> <p>1)バットストライク調査は、毎日行うか、最低でも週3日程度の頻度で月3回以上行ってください。これはスカベンジャーにより捕食される前に死骸を発見し、死亡日を正しく推定するためです。</p> <p>2)バットストライク調査は早朝(午前中)に行ってください。これはカラスやトビなどが持ち去る前に死骸を発見するためです。</p> <p>3)バットストライク調査は、訓練されたイヌを使って調査してください。これは草が生育すると、人による死骸発見率が極端に低くなるためです。</p> <p>4)バットストライク調査と並行して、ナセルに自動録音装置を設置し、活動量の調査を実施してください。これは活動量の変化からコウモリの死亡した日を正しく推定するためです。</p> <p>5)コウモリの死骸が確認された場合は、「追加の保全措置」をしたうえで、更に1年間のバットストライク調査を行って下さい。</p> <p>※「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation</p>	<p>1, 2, 3, 4)事後調査の調査手法については、準備書についての関係機関等の審査の結果、並びに専門家等の指導・助言を踏まえて検討し、実施について判断いたします。</p> <p>5)事後調査を実施し、多数のコウモリの死骸が確認される等、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その影響内容や影響要因についての把握に努め、また専門家の意見を踏まえ、速やかに対策を講じることとします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書 10) (14/14)

No.	意見の概要	事業者の見解
66	<p>(14)「事後調査報告」について</p> <p>コウモリ類は様々な種類が存在し、生態系において重要な役割を果たしている事が知られています。風力発電機がコウモリ類に与える影響を可能な限り回避低減するために事前から保全対策を行うことが大切です。</p> <p>1) 風力発電機により死亡するコウモリ類を減らすために、「低風速時のフェザリング」が必要です。これらの保全対策は事業者が責任を持って事後調査の前より実施することを求めます。</p> <p>2) 事後調査の結果、コウモリ類の死亡を確認した場合は、速やかに地元自治体及び経済産業省に報告し、更なる改善策を概ね1ヶ月以内に実施することを求めます。</p> <p>3) 事業者が地元自治体や環境保護団体に対して、適切かつ透明性の高い情報開示を行うことを求めます。具体的には、法に規定される縦覧期間終了後も、環境省ホームページ(環境影響評価情報支援ネットワーク)にて事後調査報告書を継続公開することを求めます。</p> <p>4) 事後調査の結果は、毎年、地元自治体に報告し、結果の内容をホームページに公開することを求めます。</p>	<p>1) 本事業で使用予定の風力発電機は、カットイン風速(3m/s)未満の場合、フェザリング状態であり、ローターは遊転状態となります。</p> <p>2) 事後調査の結果、コウモリ類の死亡事故を確認した場合は、第10章の「表 10.3-2 事後調査計画(5/5)」に示した手順に従って適切に対応いたします。</p> <p>3, 4) 事後調査報告書については、「福井県環境影響評価条例」の第38条第1項および「福井県環境影響評価条例施行規則」の第57条の2に従い、県知事へ提出し事業者のウェブサイトにおいて公表いたします。なお、関係市町長(地元自治体)には「福井県環境影響評価条例」の第38条第2項に従い、県より事後調査報告書の写しが送付されます。</p>

○日刊新聞紙における公告

日刊県民福井(令和6年2月29日(木))

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」鉢伏山風力発電事業「環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。 令和六年二月二十九日

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 中部電力株式会社
 代表者 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾
 所在地 愛知県名古屋市中区東新町一丁目
 名称 株式会社OSCF
 代表者 代表取締役 梅田 明利
 所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村ビル八階

二 対象事業の名称、種類及び規模
 名称 「仮称」鉢伏山風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電設備出力 五万四千六百キロワット

三 対象事業が実施されるべき区域 福井県敦賀市・南越前町

四 関係地域の範囲 福井県敦賀市・南越前町

五 準備書の閲覧の場所、期間及び時間

(一)閲覧の場所
 ①福井県エネルギー環境政策課/②敦賀市役所市民生活環境課環境対策課/③敦賀市東浦公民館/④敦賀市東野公民館/⑤南越前町建設整備課/⑥南越前町今庄事務所/⑦南越前町河野事務所

(二)閲覧期間
 令和六年二月二十九日(水)から令和六年三月三十一日(日)
 ①②③④⑤⑥⑦土・日・祝日を除く
 ④休館日の月曜日および火曜日を除く

(三)閲覧時間
 ①②③④⑤⑥⑦八時三十分から十七時十五分まで
 ④九時から十七時まで

(四)電子閲覧
 令和六年二月二十九日(水)から令和六年四月十五日(月)まで
<http://ardc.jp/>

六 説明会の開催日時及び開催場所
 プラザ萬葉ホール(敦賀市東洋町一番一丁目)
 令和六年三月十四日(水)
 十八時三十分から二十時三十分まで
 河野地区公民館(おさいホール)(南越前町河野十五十六)
 令和六年三月十五日(金)
 十八時三十分から二十時三十分まで
 今庄住民センター大ホール(南越前町今庄八十四二十五)
 令和六年三月十六日(土)
 十四時から十六時まで

七 意見書の提出について
 当該準備書について環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書欄に添付下さるか、または直接当該準備書にお寄せください。

(一)意見書への記載事項
 ・氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 ・意見書の提出の対象である準備書の名称
 ・準備書について環境保全の見地からの意見

(二)提出期限
 ・令和六年四月十五日(日)(郵送の場合、当日消印有効)

(三)発送先
 ・左記の問い合わせ先

八 問い合わせ先
 〒105-0004
 東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村ビル八階
 株式会社OSCF
 電話 〇三六四五七・九九七九 (担当) 牧野

○日刊新聞紙における公告

福井新聞(令和6年2月29日(木))

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」鉢伏山風力発電事業「環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。 令和六年二月二十九日

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 中部電力株式会社
 代表者 代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾
 所在地 愛知県名古屋市中区東新町一丁目
 名称 株式会社OSCF
 代表者 代表取締役 梅田 明利
 所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村ビル八階

二 対象事業の名称、種類及び規模
 名称 「仮称」鉢伏山風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電設備出力 五万四千六百キロワット

三 対象事業が実施されるべき区域 福井県敦賀市・南越前町

四 関係地域の範囲 福井県敦賀市・南越前町

五 準備書の閲覧の場所、期間及び時間

(一)閲覧の場所
 ①福井県エネルギー環境政策課/②敦賀市役所市民生活環境課環境対策課/③敦賀市東浦公民館/④敦賀市東野公民館/⑤南越前町建設整備課/⑥南越前町今庄事務所/⑦南越前町河野事務所

(二)閲覧期間
 令和六年二月二十九日(水)から令和六年三月三十一日(日)
 ①②③④⑤⑥⑦土・日・祝日を除く
 ④休館日の月曜日および火曜日を除く

(三)閲覧時間
 ①②③④⑤⑥⑦八時三十分から十七時十五分まで
 ④九時から十七時まで

(四)電子閲覧
 令和六年二月二十九日(水)から令和六年四月十五日(月)まで
<http://ardc.jp/>

六 説明会の開催日時及び開催場所
 プラザ萬葉ホール(敦賀市東洋町一番一丁目)
 令和六年三月十四日(水)
 十八時三十分から二十時三十分まで
 河野地区公民館(おさいホール)(南越前町河野十五十六)
 令和六年三月十五日(金)
 十八時三十分から二十時三十分まで
 今庄住民センター大ホール(南越前町今庄八十四二十五)
 令和六年三月十六日(土)
 十四時から十六時まで

七 意見書の提出について
 当該準備書について環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書欄に添付下さるか、または直接当該準備書にお寄せください。

(一)意見書への記載事項
 ・氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 ・意見書の提出の対象である準備書の名称
 ・準備書について環境保全の見地からの意見

(二)提出期限
 ・令和六年四月十五日(日)(郵送の場合、当日消印有効)

(三)発送先
 ・左記の問い合わせ先

八 問い合わせ先
 〒105-0004
 東京都港区新橋三丁目三番十四号 田村ビル八階
 株式会社OSCF
 電話 〇三六四五七・九九七九 (担当) 牧野

○広報誌によるお知らせ

南えちぜん 3月号 (令和6年2月22日発行)

まちの話題

山海里

地震により被害を受けた地域を応援

道の駅「南えちぜん山海里」石川能登半島応援コーナー設置



道の駅「南えちぜん山海里」は、能登半島地震で被害を受けた地域を応援するため、被災した道の駅「のと千里浜」から商品を取り寄せて販売する特設コーナーを設置しました。

この企画は、被災地で作られた商品を買っていただくことで、復興支援に繋がらうという思いから始まりました。道の駅「南えちぜん山海里」に訪れた際には、ぜひ一度ご覧ください。

令和5年度
全日本剣道連盟
少年剣道教育
奨励賞受賞

南越前町剣道スポーツ少年団が、子どもたちの剣道指導に尽力してきたとして、「全日本剣道連盟少年剣道教育奨励賞」を受賞し、2月12日(月)、福井県立武道館にて同賞の伝達表彰式が行われました。

この賞は、全日本剣道連盟が、少年剣道の指導面で、大会などの成績とは関係なく、草の根的に自立した活動を続けている団体などに対し、その労に報いるとともに、志気を鼓舞するため表彰するもので、年に一度、全国の団体・組織などの中から選出されています。

今年度の福井県内での受賞団体は、南越前町剣道スポーツ少年団のみで、町内団体としては、今庄町剣道スポーツ少年団が平成18年に受賞して以来2回目の受賞となります。





(仮称)鉄伏山風力発電事業に係る
環境影響評価準備書の提出およびご意見の募集について

環境影響評価法に基づき(仮称)鉄伏山風力発電事業に係る環境影響評価準備書の取扱いに供することと、「ご意見」を募集します。

縦覧期間 2月29日(木)～3月31日(日)
午前8時30分～午後5時15分※土日祝を除く
【電子縦覧は、2月29日(木)～4月15日(月)】

縦覧場所 建設整備課、今庄事務所、河野事務所
【電子縦覧は、下のQRコードからご覧ください】

提出方法 ご意見やご質問は、住所・氏名・電話番号・内容を記載し記入のうえ、縦覧場所に設置してある意見箱への投函、または左記送付先へ「送付ください」。

【送付先】〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号
田村ビル8階 株式会社OSCF 担当 牧野 宛

提出期限 4月15日(月)当日消印有効



株式会社OSCF
ホームページ

(仮称)鉄伏山風力発電事業 住民説明会の実施について

（仮称）鉄伏山風力発電事業についてご説明する住民説明会を次の日程で実施しますので、ぜひご参加ください。（事前予約不要）

日時・会場 ・3月15日(金)午後6時30分～
河野地区公民館 しおさいホール
・3月16日(土)午後2時～
今庄住民センター 大ホール

説明事業者 中部電力株式会社、株式会社OSCF

問い合わせ 建設整備課 ☎0778-47-8003
株式会社OSCF 1a031645719979

5 南えちぜん 2024年3月号

47

○インターネットによる「お知らせ」

(福井県のウェブサイト)

TOP	アクセス	お問い合わせ	お問い合わせ	過去の事例	お問い合わせ	手続中事例	お知らせ	リンク
---------------------	----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	---------------------

手続進行中の環境影響評価事例

現在、環境影響評価図書が縦覧中の事例

(仮称) 鉢伏山風力発電事業

図書の種類	環境影響評価図書 (環境影響評価法第14条)
図書名	(仮称) 鉢伏山風力発電事業に係る環境影響評価図書
環境影響評価実施者	中部電力株式会社、株式会社OSCF
縦覧期間	令和6年2月29日(水曜日)から令和6年3月31日(日曜日)まで ※土・日・祝日を除く開庁時 ただし、東郷公民館と東郷公民館は、休館日の月曜日および第3日曜日を除く。
縦覧場所	福井県 エネルギー環境部 環境政策課 敦賀市役所 市民生活部 環境廃棄物対策課 敦賀市 東郷公民館、東郷公民館 南越前町役場 建設整備課 南越前町 今庄事務所、河野事務所
意見の受付期間	令和6年4月15日(月曜日)まで
意見の提出先	郵送の場合 〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号日村ビル8階 株式会社OSCF

手続状況一覧

手続中の事例	記図書			方法書			準備書			評価書	
	提出	縦覧	手続 (完了)	提出	縦覧	手続 (完了)	提出	縦覧	手続 (完了)	提出	縦覧
(仮称) 三十三峰山風力発電事業	R4.9	終了	手続済	R5.9	終了	手続中					
(仮称) 福井海上風力発電事業	R3.5	終了	手続済								
(仮称) 鉢伏山風力発電事業	R2.7	終了	手続済	R3.1	終了	手続済	R6.2	縦覧中			
(仮称) 福井縣倉山風力発電事業	R2.7	終了	手続済	R3.1	終了	手続済					
(仮称) 福井 大野・金田ウインドファーム事業	R2.6	終了	手続済	R3.1	終了	手続済					
(仮称) 美濃新庄ウインドファーム発電事業	R2.5	終了	手続済	R3.1	終了	手続済					
(仮称) 福井県あわら海上風力発電事業	R1.11	終了	手続済								
福井県あわらにおける風力発電事業 (仮称)	R1.10	終了	手続済	R3.1	終了	手続済	R5.8	終了	手続中		
(仮称) あわら海上風力発電事業	R1.9	終了	手続済								
(仮称) 美濃郡の風力発電事業	R1.9	終了	手続済	R2.1	終了	手続済	R4.2	終了	手続済	R5.5	手続済
水鏡村の風力発電事業 (仮称・計画段階)	R1.5	終了	手続済	R1.11	終了	手続済					
(仮称) 糸原町和野第一・第二ウインドファーム発電事業	H30.8	終了	手続済	H31.1	終了	手続済	R4.3	終了	手続済		
(仮称) レンゴウ金沢事業所風力発電事業の増設設置事業				H24.7	終了	手続済					

TOP	アクセス	お問い合わせ	お問い合わせ	過去の事例	お問い合わせ	手続中事例	お知らせ	リンク
---------------------	----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	---------------------

○インターネットによる「お知らせ」

(敦賀市のウェブサイト)

The screenshot shows the official website of Tsuruga City. The main content is a notice titled "風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について(鉢伏山)" (Regarding the public display of the environmental impact assessment preparation book for wind power projects in the Rikuzen Mountains). The notice includes the following details:

- 1 対象事業** (Target Project): (仮称) 鉢伏山風力発電事業 (Tentative Rikuzen Mountain Wind Power Project)
- 2 事業者** (Developer): 中部電力株式会社 (本社: 岐阜市) / 株式会社OSCF (本社: 東京都港区)
- 3 予定地** (Site): 鉢伏山一帯 (敦賀市・東越前町)
- 4 縦覧期間** (Display Period): 令和6年2月20日(水曜) から令和6年3月13日(日曜) まで
- 5 縦覧場所** (Display Location): 敦賀市役所5階 環境影響評価課 (土曜・日曜・祝日を除く) / 東河公民館・市民会館 (祝日のみ) (備考) 紙媒体のホームページで電子縦覧もできます。 / 電子縦覧 (申し込みはOSCF) (のりかき禁止)
- 6 意見提出方法** (Opinion Submission Method): ご意見は以下の方法でご提出ください。 / 1 縦覧場所を設置している縦覧会場へ提出 / 2 事業者へ郵送で提出 / 提出期間は令和6年4月15日(月曜) まで
- 7 住民説明会** (Resident Meeting): **日時** 令和6年3月14日(水曜) 午後6時30分から / **会場** プラザ風車 小ホール
- 8 お問合せ先** (Contact Information): 株式会社OSCF / 〒125-0004 東京都豊島区新橋三丁目1番14号 五洲ビル6階 / 電話: 03-6457-9979 (担当: 杉野)

At the bottom of the page, there is a feedback section titled "この情報はお役に立ちましたか?" (Was this information helpful to you?). It includes a survey with the following questions and options:

- 質問: このページの情報は役に立ちましたか? (Question: Was the information on this page helpful to you?) / 回答: 役に立った どちらともいえない 役に立ちませんでした
- 質問: このページの情報は見つけやすかったですか? (Question: Was the information on this page easy to find?) / 回答: 見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

The footer of the website contains the contact information for Tsuruga City Office: 〒914-8010 福井県敦賀市中幸町2丁目1番1号 / 電話: 0770-21-1111 (代表) / Copyright © Tsuruga City. All Rights Reserved.

○インターネットによる「お知らせ」

(中部電力株式会社のウェブサイト)

プレスリリース

(仮称) 鉢伏山風力発電事業に係る環境影響評価準備書の届出・送付および縦覧、説明会の実施について

2024年02月28日
中部電力株式会社
株式会社OSCF

印刷 記事をシェアする   

中部電力株式会社および株式会社OSCFは、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下「準備書」) およびこれを要約した書類(以下「要約書」)を経済産業大臣に届出するとともに、福井県知事、敦賀市長、南越前町長へ送付いたしました。

今回送付した準備書および要約書は、環境影響評価方法書に関するご意見を踏まえて環境影響評価の項目や手法を決定し、それによって調査・予測・評価を行い、その結果を取りまとめたものです。

両社は、準備書および要約書の縦覧を2024年2月29日より開始するとともに、その内容について2024年3月14日、15日および16日に説明会を開催いたします。また、縦覧期間中は、準備書に関するご意見を書面にてお寄せいただくことができます。詳細は、「準備書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催」(別紙2)をご参照ください。

両社は、本事業の実現に向けて、地域の皆さまおよび関係各所のご理解・ご協力をいただきながら、引き続き、開発可能性の検討を進めてまいります。

別紙1

[\(仮称\) 鉢伏山風力発電事業の概要および環境影響評価の流れ](#)

別紙2

[準備書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催](#)

以上

○インターネットによる「お知らせ」

(株式会社 OSCF のウェブサイト)

2024.07.28

（仮称）鉢伏山風力発電事業に係る環境影響評価準備書の届出・送付および縦覧、説明会の実施について

中部電力株式会社および株式会社 OSCF は、本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「（仮称）鉢伏山風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下「準備書」）およびこれを要約した書類（以下「要約書」）を経済産業大臣に届出するとともに、福井県知事、敦賀市長、南越前町長へ送付いたしました。

今回送付した準備書および要約書は、環境影響評価方法書に関するご意見を踏まえて環境影響評価の項目や手法を決定し、それに従って調査・予測・評価を行い、その結果を取りまとめたものです。

両社は、準備書および要約書の縦覧を2024年2月29日より開始するとともに、その内容について2024年3月14日、15日および16日に説明会を開催いたします。また、縦覧期間中は、準備書に関するご意見を書面にてお寄せいただくことができます。詳細は、「準備書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催」（別紙2）をご参照ください。

両社は、本事業の実現に向けて、地域の皆さまおよび関係各所のご理解・ご協力をいただきながら、引き続き、開発可能性の検討を進めてまいります。

別紙 1  「（仮称）鉢伏山風力発電事業の概要および環境影響評価の流れ」

別紙 2  準備書の縦覧方法、意見書の提出方法および説明会の開催

「（仮称）鉢伏山風力発電事業 環境影響評価準備書」の電子縦覧について

「（仮称）鉢伏山風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を、環境影響評価法に基づき、以下のとおり公表いたします。

準備書及び要約書は、2024年2月29日（木）から2024年4月15日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

個人の使用等著作権法によって認められた場合を除き、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの転載等を行うことは著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

○インターネットの利用による「公表」

【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(株式会社 OSCF のウェブサイト)

	表紙・目次
第1章	 「事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地」
第2章	 「対象事業の目的及び内容」
第3章	 「対象事業実施区域及びその周囲の概況」
第4章	 「第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」
第5章	 「配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」
第6章	 「方法書についての意見と事業者の見解」
第7章	 「方法書に対する経済産業大臣の勧告」
第8章	 「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」
第9章	 「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言」
第10章	 「環境影響評価の結果」
第11章	 「環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地」
第12章	 「その他環境省令で定める事項」
	資料編
	要約書

意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、2024年4月15日までに、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送（2024年4月15日（月）までの当日消印有効）により問い合わせ先へお寄せください。

意見書の様式は下記からもダウンロードできます。

 意見書用紙

お問い合わせ先（意見書の郵送先）

株式会社OSCF
 〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号 田村町ビル 8階
 TEL 03-6457-9979（土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時半から午後6時まで）

